

第3期
えびの市地域福祉計画
えびの市地域福祉活動計画
(平成29年度～平成33年度)

【案】

平成28年12月

え　　び　　の　　市
えびの市社会福祉協議会

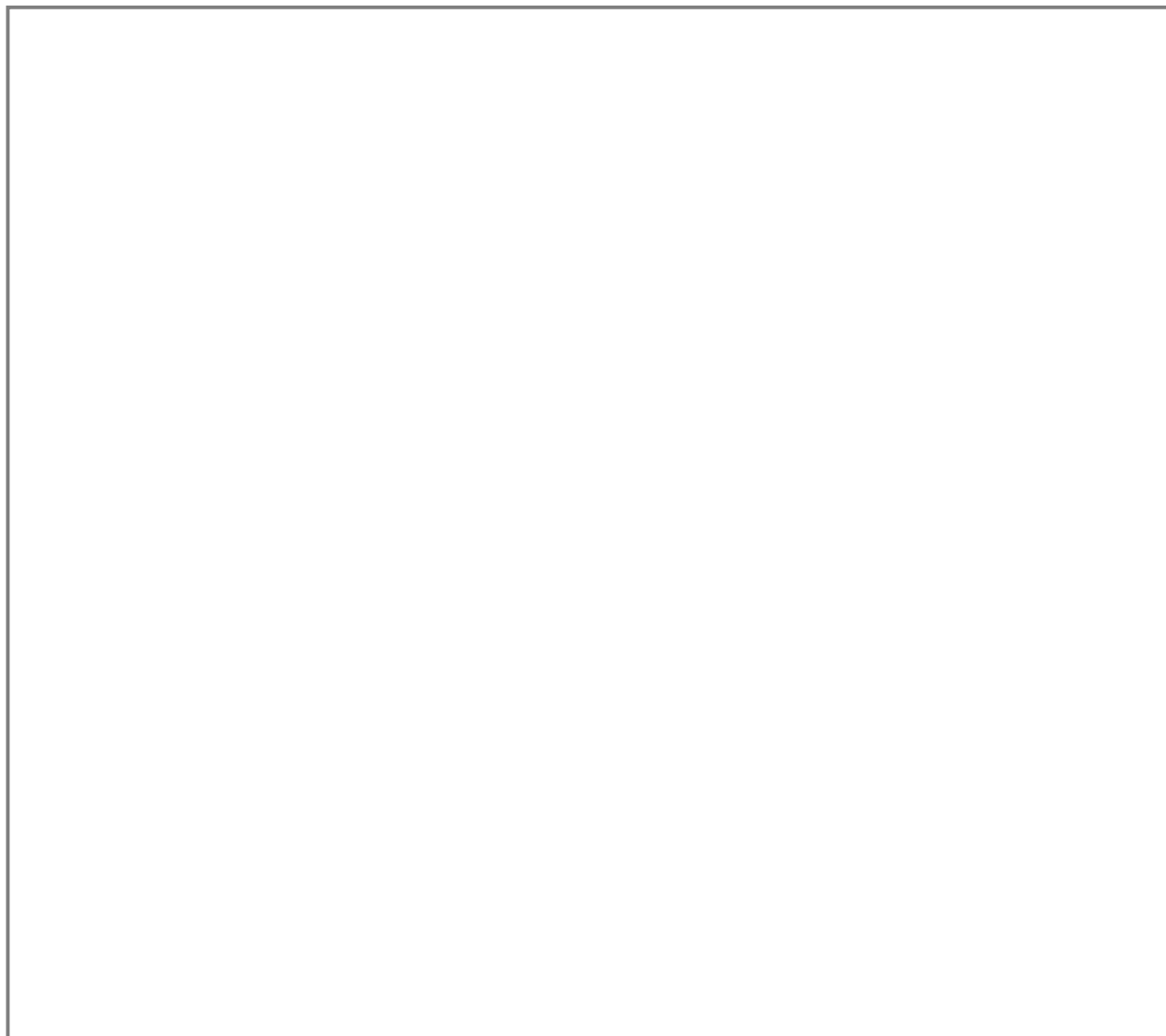
はじめに



平成 29 年 3 月

えびの市長 村岡 隆明

ごあいさつ



平成 29 年 3 月

社会福祉協議会
えびの市社会福祉協議会
会長 瀬戸崎 恵子

～ 目 次 ～

第1章 計画の趣旨と位置づけ	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の法的な位置づけ	1
3 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係.....	2
4 第2期計画策定後の国・県の動向	3
5 計画の位置づけ	4
6 まちづくり協議会等との連携.....	5
7 計画の期間	5
第2章 えびの市の現状	7
1 人口の状況	7
2 世帯の状況	9
3 要介護（要支援）認定者数の推移	11
4 障害者手帳交付数の状況.....	12
5 生活保護受給世帯・受給人数の推移.....	12
6 園児・児童・生徒数.....	13
7 世代間交流事業の状況	13
8 地域における福祉の主な担い手	14
9 アンケート調査結果からみる本市の現状.....	20
10 地域福祉推進会議におけるワークショップの結果.....	27
第3章 第2期計画の総括	29
1 地域福祉推進の基盤づくり	29
2 心豊かな人づくり	31
3 お互いに助け合う地域づくり.....	33
4 安心して暮らせる環境づくり.....	34
第4章 基本理念・基本目標	37
1 基本理念.....	37
2 基本目標.....	37
3 施策の体系	38

第5章 分野別施策	39
基本目標Ⅰ 地域福祉推進の基盤づくり	39
基本目標Ⅱ 心豊かな人づくり	44
基本目標Ⅲ お互いに支え合う地域づくり	48
基本目標Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり	53
第6章 計画の推進	57
1 推進体制.....	57
2 計画の進行管理.....	59
第7章 地域福祉活動計画	61
1 飯野地区.....	61
2 上江地区.....	73
3 加久藤地区.....	79
4 真幸地区.....	90

第1章 計画の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨

全国的に、少子高齢化や核家族化の進行、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、家庭や地域でお互いを支え合う機能の低下が進んでいます。また、制度や分野をまたがる複合的な課題、制度の狭間にある課題など、地域の課題は多様化・複雑化の様相を深めています。

これらの問題や課題を解決するためには、市民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって、子どもから高齢者まで市民の誰もが、心身や経済状況にかかわらず、住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるような仕組みを構築する必要があります。

このような取組を計画的に進めていくため、平成29年度から平成33年度を計画期間とする新たな「えびの市地域福祉計画・えびの市地域福祉活動計画」を策定します。

2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の法的な位置づけ

社会福祉基礎構造改革として、平成12年に一部改正された社会福祉法は、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域福祉を推進する主体と地域福祉を推進する目的を定めています。

【社会福祉法・地域福祉計画関連条文】

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

社会福祉法（平成14年一部改正）は、こうした地域福祉推進のための方策として市町村地域福祉計画の策定を求めています。社会福祉法第109条において社会福祉活動の推進役とされる社会福祉協議会で策定する「地域福祉活動計画」は、住民の自主的な地域福祉活動を推進するための仕組みづくりについて定めた行動計画です。

3 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

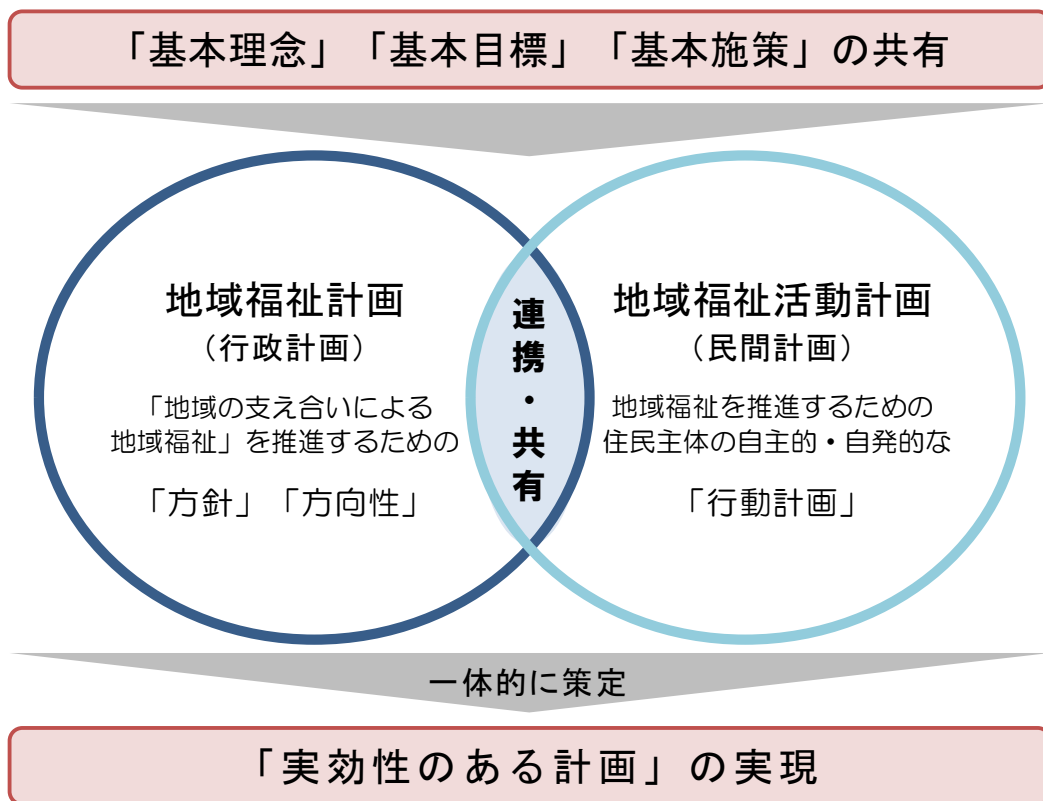
地域福祉計画は、「地域の支え合いによる地域福祉」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本とし「顔の見える関係づくり」「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

また、えびの市総合計画を上位計画とし各種関連計画との連携や調整を横断的に図りながら、地域福祉の総合的な推進を図っていくものです。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、地域住民や住民自治組織、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、NPOなどの民間団体による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。社会福祉協議会においては、「住民主体」という活動方針があり、民間組織としての開拓性や即応性、柔軟性を生かしながら、住民の自主的・自発的な福祉活動を推進し、その組織化を進めています。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、共に「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し合いながら、地域福祉を進展させていくものです。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画との連携】



4 第2期計画策定後の国・県の動向

第3期計画策定にあたって考慮すべき国・宮崎県の動向は次のとおりです。

【第2期計画策定後の国・県の動向】

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月 内閣府）

避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること等が定められています。

「生活困窮者自立支援法」（平成25年12月成立、平成27年4月施行）

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための措置を講ずることを目的としています。

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定について」

（平成26年3月27日社援発0327第13号）

厚生労働省が「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（生活困窮者自立支援方策）を定めています。

「地区防災計画制度」（平成26年4月施行）

地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する制度を定めたもの。内閣府から「地区防災計画ガイドライン」が示されています。

（平成26年度、上大河平自治会がモデル地区）

「子どもの貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定）

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、国の子どもの貧困対策に関する基本的な方針が盛り込まれています。

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（平成27年9月）

厚生労働省において、時代に即した、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み等について検討され、取りまとめられました。

「新しい地域包括支援体制の構築」、「効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上」、「総合的な人材の育成」の3つの方向性が示されています。

「宮崎県地域福祉支援計画（第3期計画）」（平成28年3月策定）

近年の社会情勢や国の動向を踏まえ、平成28年3月に策定されました。施策の体系に大きな変化はありませんが、「生活困窮者の自立支援体制の整備」と「自殺のない地域社会づくりの推進」の2つの取組が追加されています。

5 計画の位置づけ

第5次えびの市総合計画は、『大自然と人々が融合し、「新たな力」が躍動するまち えびの』を将来都市像とするまちづくりを進めるとしています。

本市の福祉に関する計画には、福祉サービスの対象ごとに作成している

- えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- えびの市障害者計画
- えびの市障害福祉計画
- えびの市子ども・子育て支援事業計画
- 第2次健康日本21 えびの市計画

その他関連計画があり、これらの計画を包括し、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものです。

えびの市社会福祉協議会と連携しながら地域福祉を推進していきます。

第5次えびの市総合計画 大自然と人々が融合し、「新たな力」が躍動するまち えびの

第3期 えびの市地域福祉計画 えびの市地域福祉活動計画

えびの市
高齢者保健福祉
計画・
介護保険事業
計画

えびの市
障害者
計画

えびの市
障害福祉
計画

えびの市
子ども・
子育て
支援事業
計画

第2次健康
日本21
えびの市
計画

その他
関連
計画

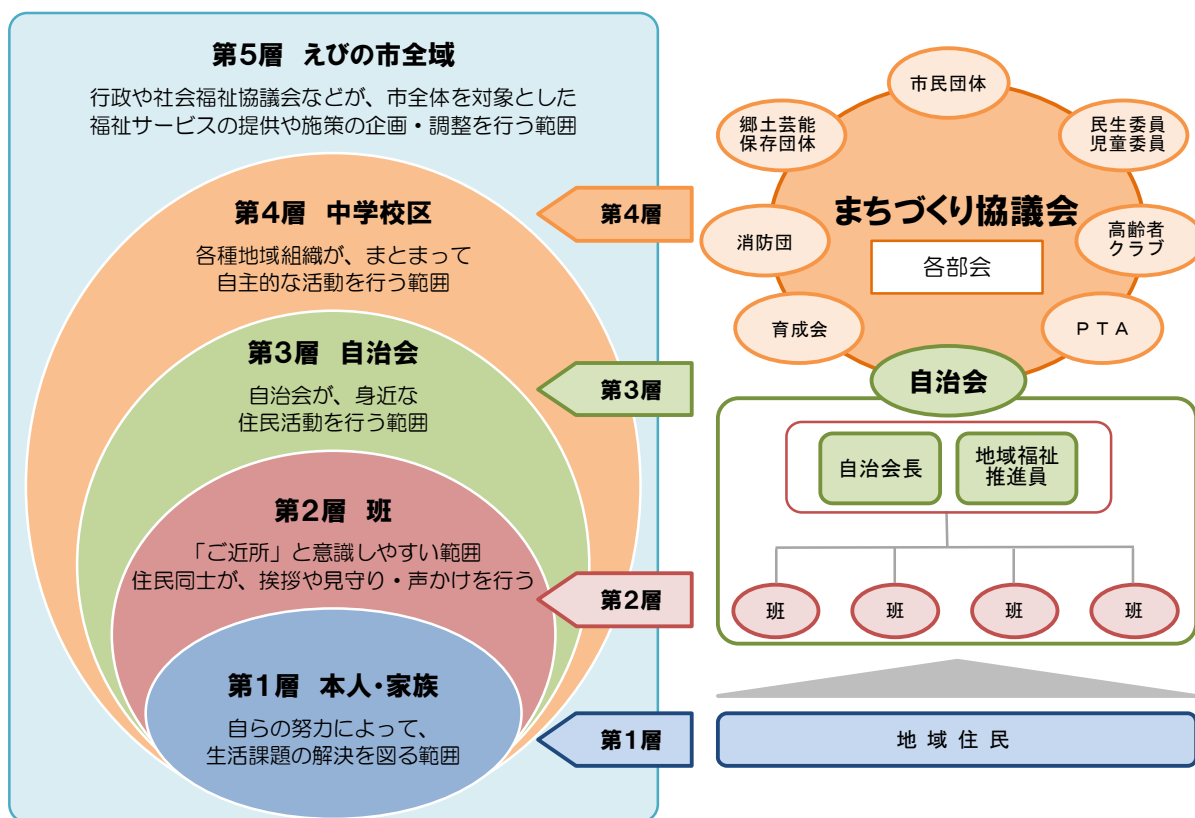
6 まちづくり協議会等との連携

地域住民が抱える生活課題の解決を図る際には、地域の特性や実際の活動内容に応じて、適切な地域の範囲（圏域）を想定し、その圏域に応じたアプローチを考えることが効果的です。本市の圏域イメージは下図のとおり、「第1層 本人・家族」から「第5層 えびの市全域」の5層構造の圏域に分かれます。

本市では、おおむね中学校区内の複数の自治会及び各種団体等が連携し、地域の活性化や地域の身近な問題解決を目的に、地域住民が主体となって活動に取り組む「まちづくり協議会」が設立されています。

今回の計画見直しにあたっては、各まちづくり協議会の「地域振興計画」との整合を考慮しています。

【えびの市の圏域イメージとまちづくり協議会等との関係性】



7 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
えびの市地域福祉計画・えびの市地域福祉活動計画	見直し	▶				

第2章 えびの市の現状

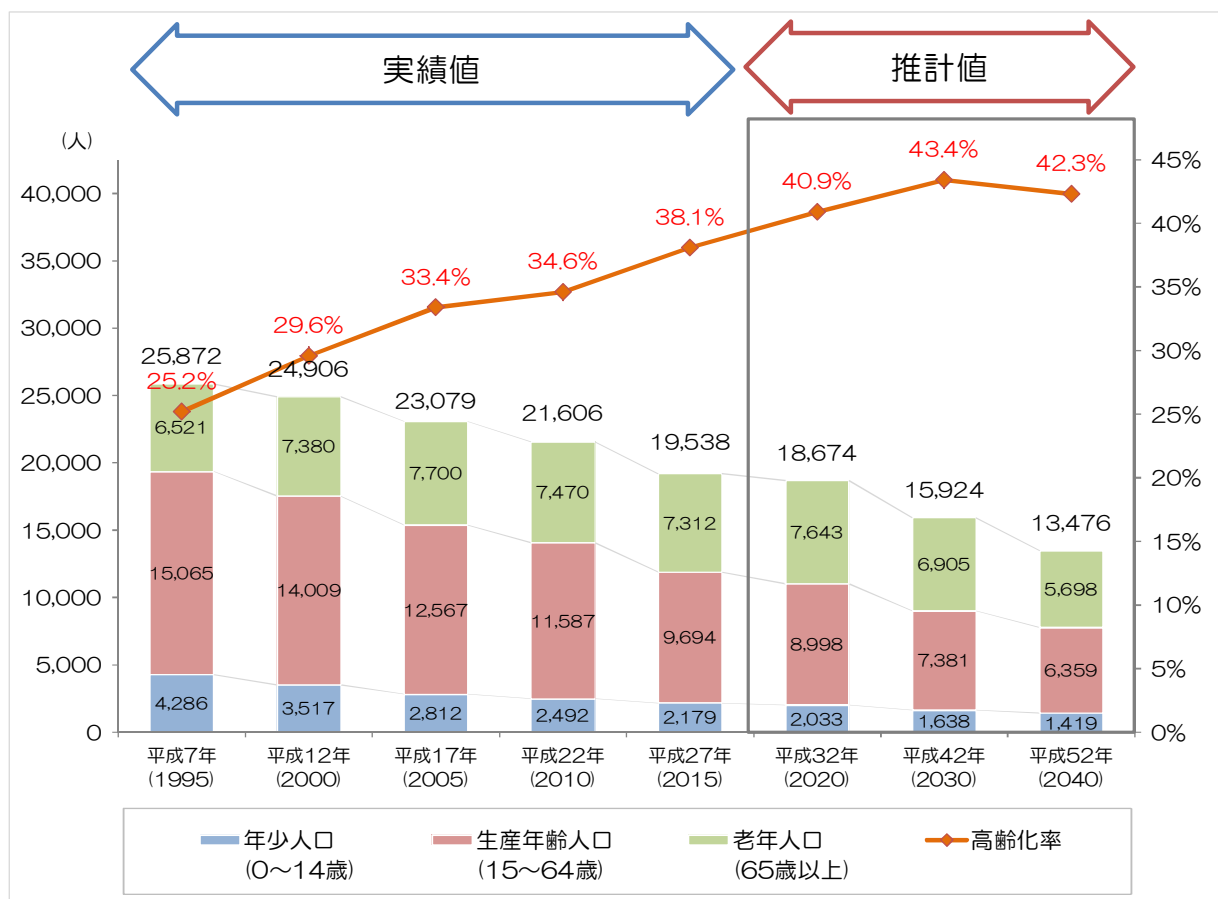
1 人口の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移・推計

本市の総人口は、平成7年の25,872人から平成27年には19,538人となり、6,334人の減少となっています。

年齢階層別で見ると、65歳以上の高齢者の割合が年々増加しており、平成27年の高齢化率は38.1%となっています。

今後、少子高齢化の進展に伴う人口減少が予測されており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると平成52年の総人口は13,476人、高齢化率は42.3%となる見込みとなっています。

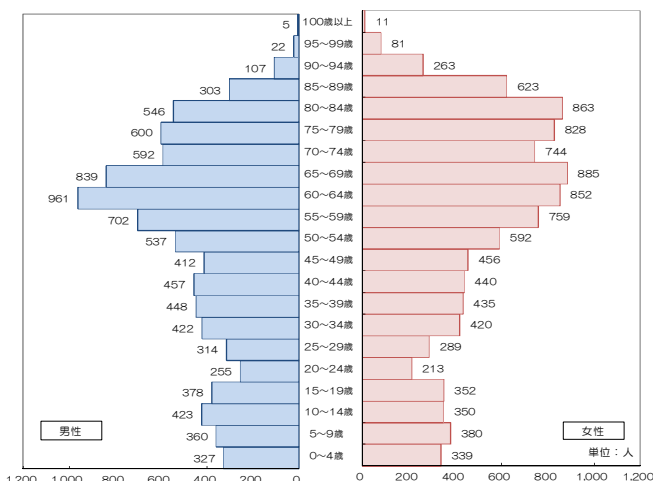


出典：平成7年～平成27年 国勢調査、平成32年～ 国立社会保障・人口問題研究所推計値

(2) 男女別・年齢別人口構成

本市の平成27年の男女別・年齢別人口構成をみると、20～24歳の主に高校卒業者を中心とした若年層にくびれがみられ、市外への流出がうかがえます。

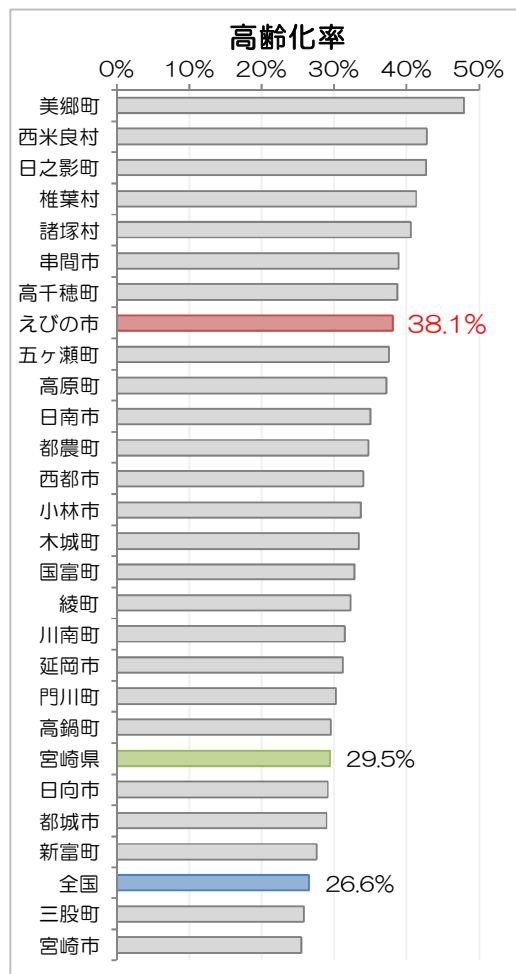
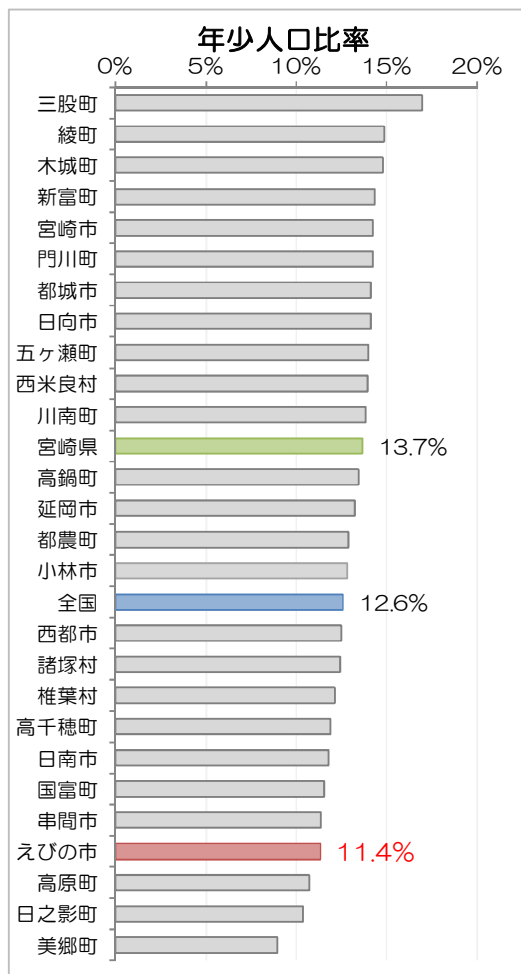
一方、60～69歳の団塊世代層に膨らみがみられます。



出典：国勢調査

(3) 年少人口比率・高齢化率

本市の平成27年の年少人口比率は11.4%で、全国平均、宮崎県平均を下回っています。一方、高齢化率は38.1%で、全国平均、宮崎県平均を大きく上回っています。

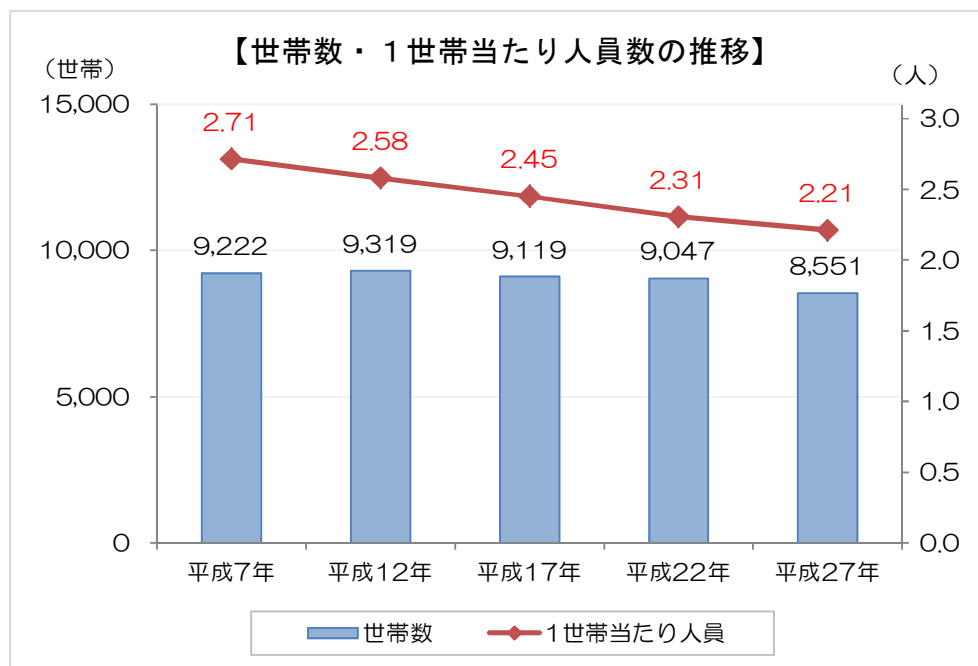


出典：国勢調査

2 世帯の状況

(1) 世帯数・1世帯当たり人員数の推移

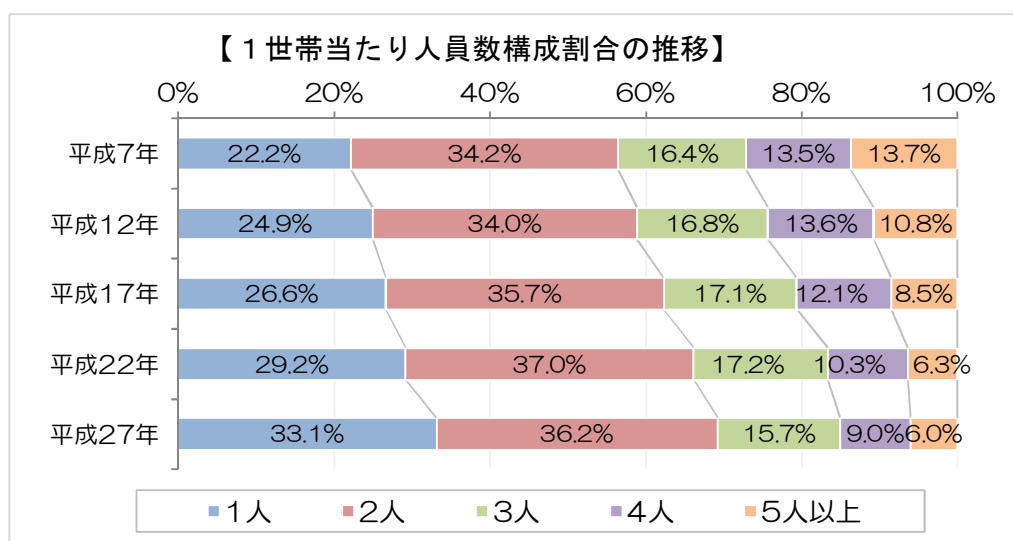
本市の一般世帯数、1世帯当たり人員数は減少傾向にあり、平成27年の世帯数は8,551世帯、1世帯当たり人員数は2.21人となっています。



出典：国勢調査

(2) 1世帯当たり人員数構成割合の推移

本市の1世帯当たり人員数構成割合をみると、1人世帯が増加傾向にあり、平成27年は33.1%となっています。

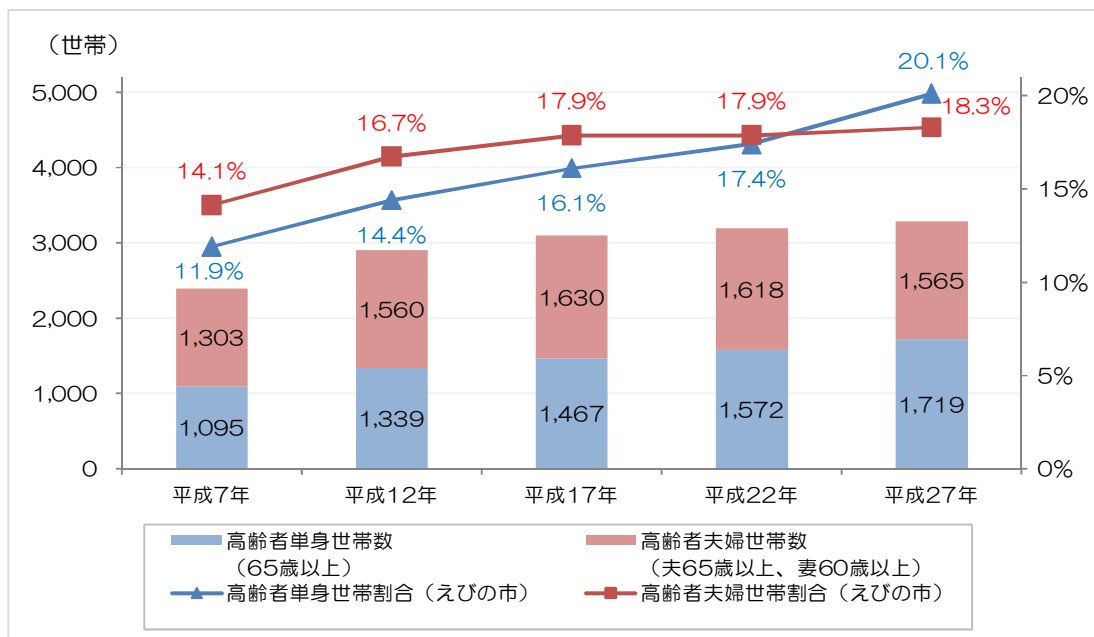


出典：国勢調査

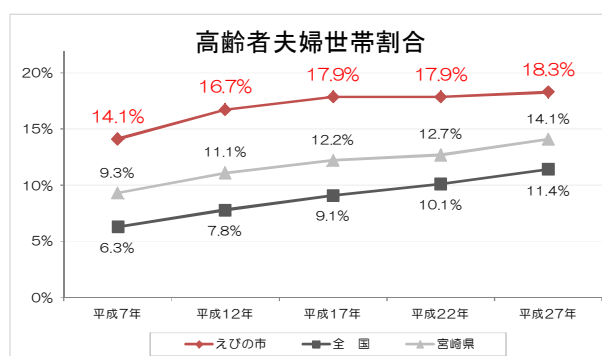
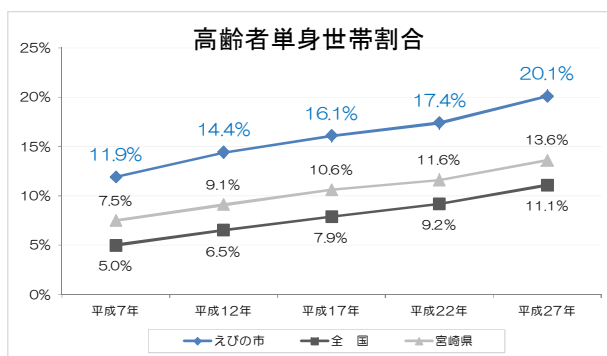
(3) 高齢者世帯の推移

高齢者世帯の推移についてみると、「高齢者単身世帯」「高齢者夫婦世帯」とともに増加傾向にあります。

平成27年の高齢者単身世帯は1,719世帯、一般世帯に占める割合は20.1%、高齢者夫婦世帯は1,565世帯で18.3%となっており、いずれも全国平均、宮崎県平均を大きく上回っています。

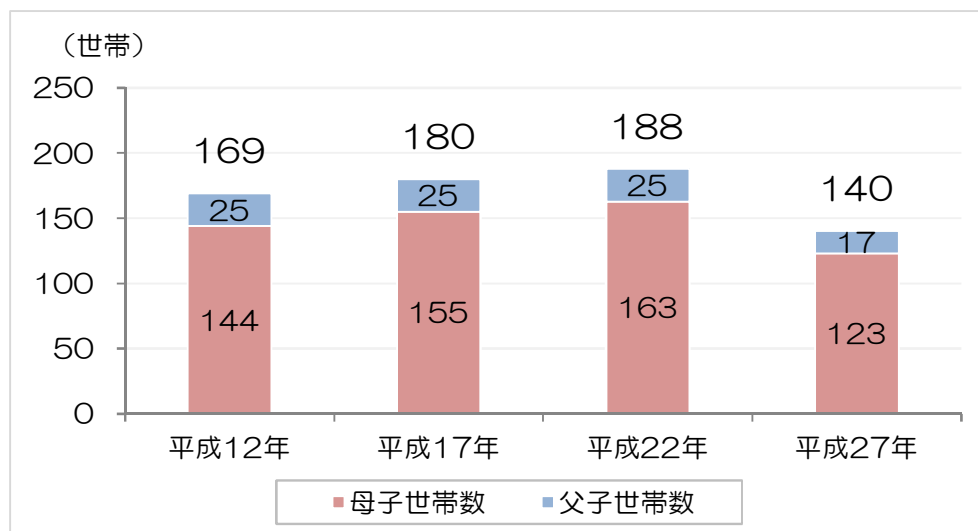


出典：国勢調査



(4) ひとり親世帯の推移

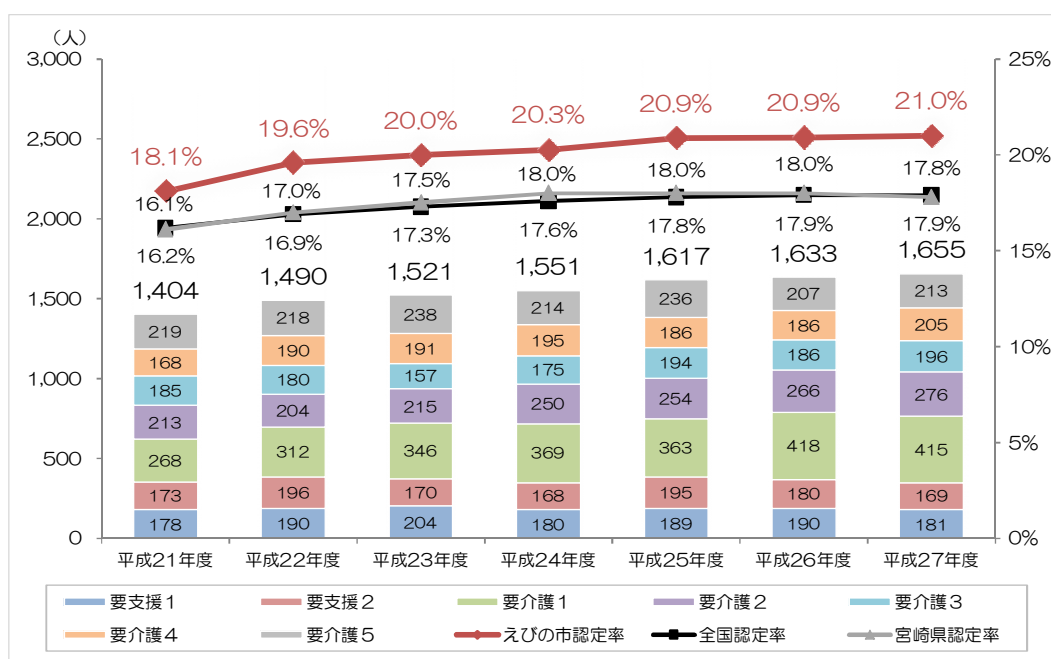
ひとり親世帯の推移についてみると、平成22年までは増加傾向で推移していましたが、平成27年は減少に転じ、140世帯（うち母子世帯123世帯、父子世帯17世帯）となっています。



出典：国勢調査

3 要介護(要支援)認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は増加傾向にあり、平成28年3月末時点で1,655人となっています。また、第1号被保険者に占める認定者割合は21.0%で、全国平均、宮崎県平均を上回っています。

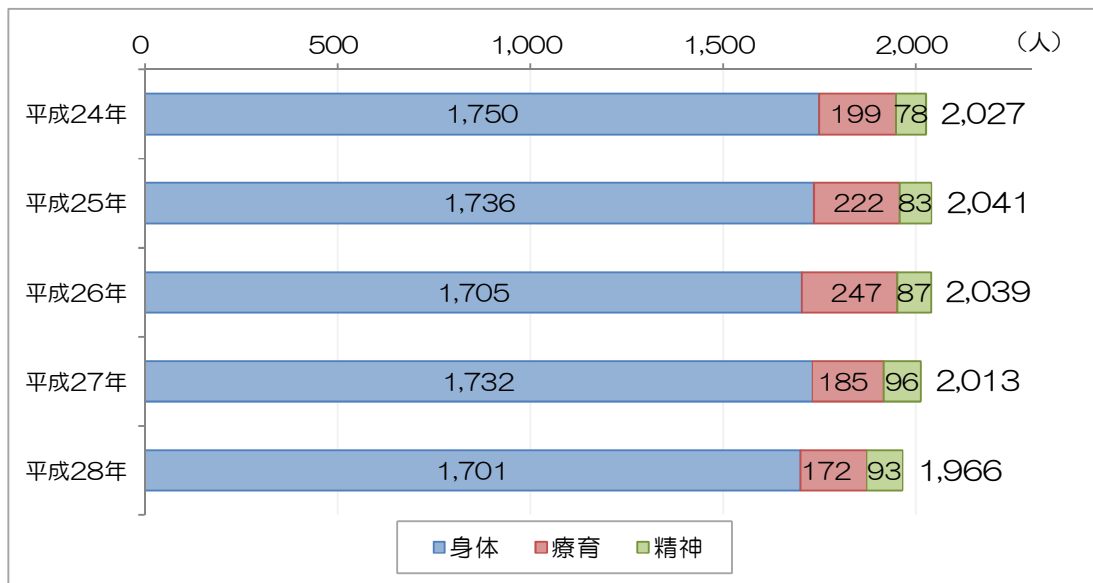


出典：介護保険事業状況報告 年報

4 障害者手帳交付数の状況

障害者手帳の交付数は 2,000 人前後で推移しています。

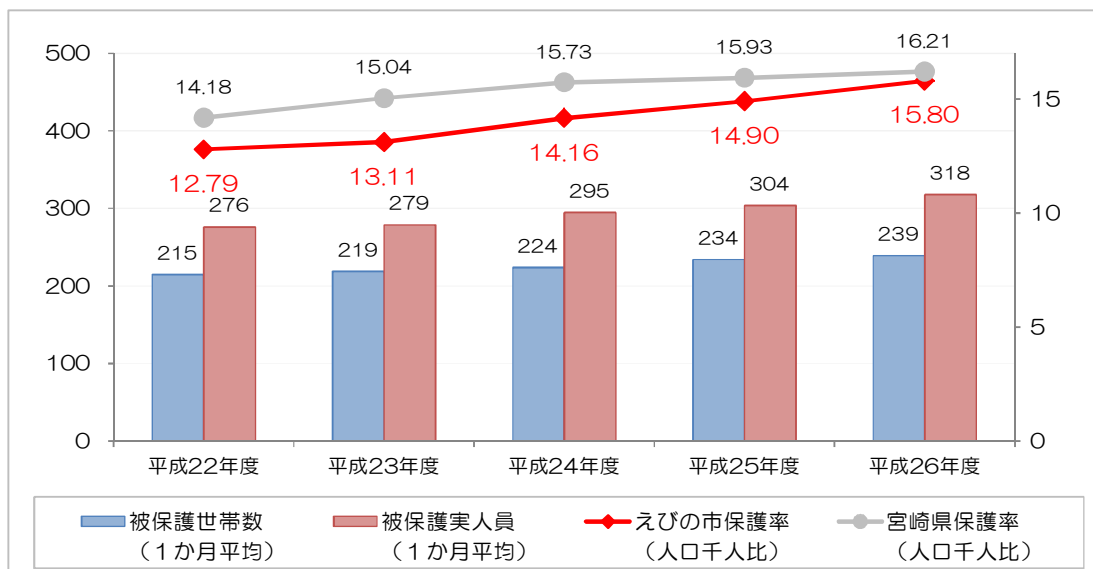
平成 28 年の障害別人数は、身体障害者（身体障害者手帳所持者）1,701 人、知的障害者（療育手帳所持者）172 人、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）93 人となっています。



出典：福祉事務所（各年 3 月 31 日現在）

5 生活保護受給世帯・受給人数の推移

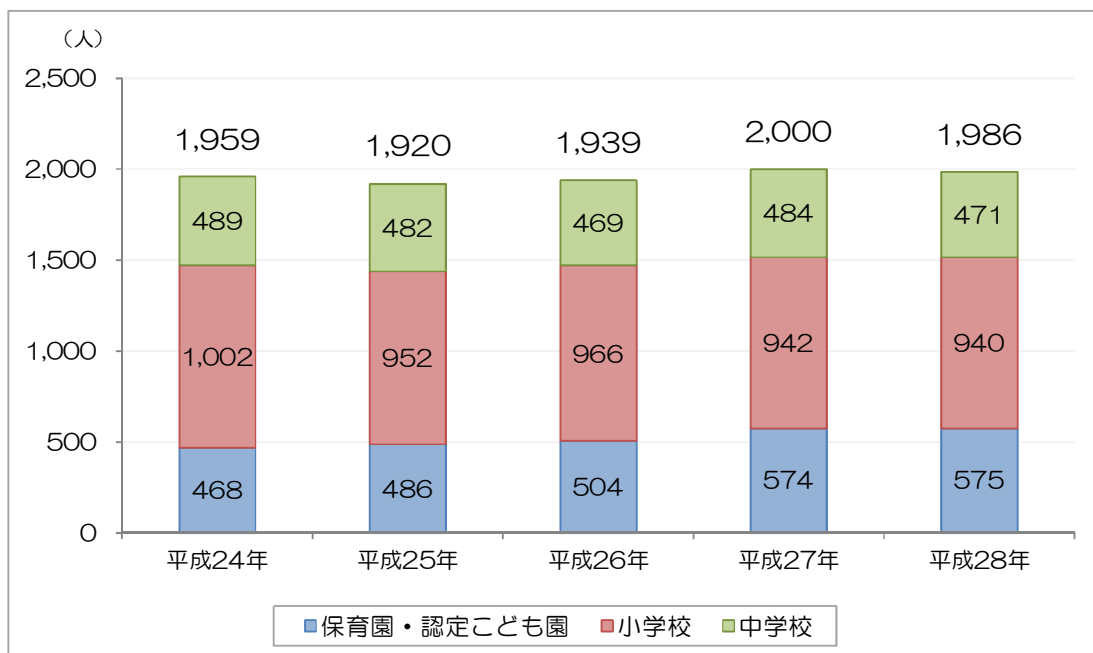
平成 26 年度の被保護世帯数は 239 世帯、被保護実人数は 318 人となっています。また、保護率（人口千人比）は 15.80 となっており、年々増加傾向にあります。



出典：宮崎県統計年鑑

6 園児・児童・生徒数

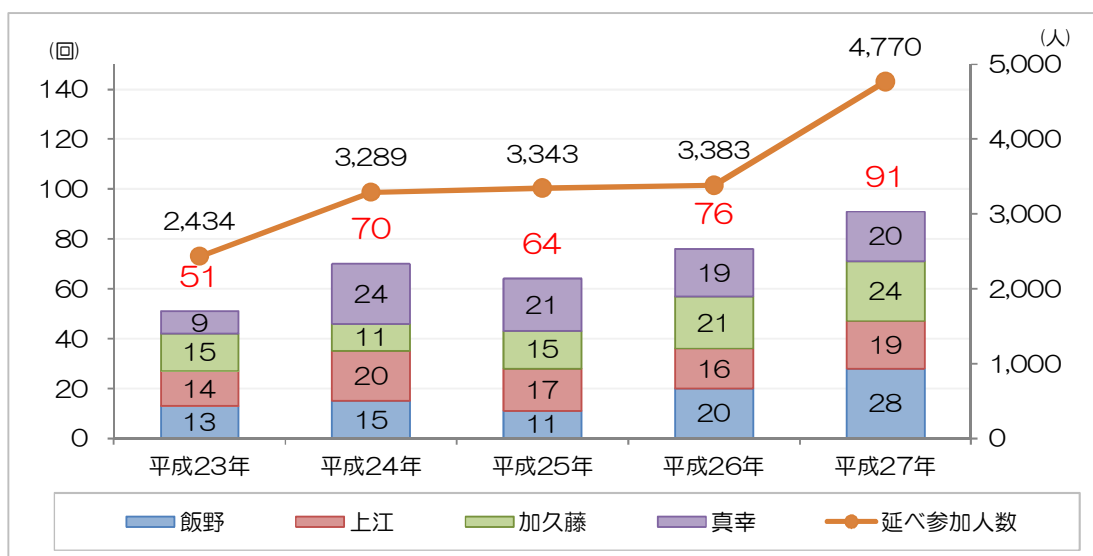
園児・児童・生徒数は2,000人前後で推移しており、平成28年では1,986人となっています。



出典：保育園・認定こども園…福祉事務所（各年4月1日現在）
小・中学校…学校教育課（各年5月1日現在）

7 世代間交流事業の状況

世代間交流事業の実施状況は、実施回数・延べ参加人数ともに増加傾向にあり、平成27年は、実施回数91回、延べ参加人数4,770人となっています。



出典：市民協働課（各年3月31日現在）

8 地域における福祉の主な担い手

地域では、社会福祉協議会や自治会、民生委員児童委員、地域福祉推進員、高齢者クラブ、育成会などさまざまな団体が助け合いの地域づくりに向け活動しています。

(1) 社会福祉協議会

① 地域福祉活動を推進する社会福祉法人

社会福祉法第109条により、次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体（市町村社会福祉協議会）

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

② えびの市社会福祉協議会における地域福祉活動

○相談事業

- ・えびの市中心配ごと相談所運営事業
- ・無料法律相談（弁護士）事業
- ・無料公証人相談事業

○ボランティアセンター運営事業

- ・登録・斡旋・紹介・相談
- ・福祉教育
- ・ボランティア連絡協議会支援
- ・災害ボランティアセンター運営

○地域福祉推進活動事業

- ・地域支え合い事業
- ・小菜園事業
- ・在宅介護者のつどい「和の会」（家族介護者相談）事業

○共同募金

- ・ひとりだけの金婚式事業
- ・布団丸洗い事業
- ・福祉教育推進事業

○ファミリー・サポート・センター事業

○地域福祉計画・地域福祉活動計画策定事業

- ・地域福祉推進会議

○福祉団体支援事業

(2) 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、民生委員法、児童福祉法に基づき県知事が推薦し厚生労働大臣が委嘱した地域の民間活動者であり、一定の地区を担当して生活に困っている人や、高齢者、障害のある人、子育てに悩む人などの相談に応じたり、行政機関などとの間に立って援助や福祉サービスを必要とする人の声を伝える窓口を担っています。(行政実例では地方公務員法第3条第3項第2号に規定する「非常勤の特別職の地方公務員」に該当すると解されています。)

地区	自治会名	人数
飯野	堀浦	1
	上大河平	1
	下大河平	2
	杉水流・五日市	1
	東原田	1
	麓	2
	町・片馬場	2
	坂元・前田	1
	芋畑・高野	1
	大明司・山内	1
	駅前	2
	中原田	1
	上原田	1
	南原田	2
計	19	
加久藤	松原・麓	1
	前松原	1
	中島	2
	栗下	1
	東長江浦下・東長江浦上	1
	西長江浦下・西長江浦上	1
	灰塚・大溝原	1
	永山	1
	湯田	1
	西郷	1
	東川北	1
	榎田・牧の原	1
	尾八重野	1
	計	14

地区	自治会名	人数
上江	池島・今西	1
	西上江・中上江	1
	上上江	2
	田代	1
	出水	1
	末永	1
	白鳥	1
	計	8
真幸	水流	1
	南昌明寺・北昌明寺	1
	東内豎・中内豎	1
	西内豎	1
	溝ノ口・北岡松	1
	南岡松	1
	亀沢・柳水流	1
	京町	3
	上向江・下浦	1
	中浦	1
	上浦	1
	上島内	1
	下島内	1
西川北	1	
計	16	

(人)	
主任児童委員 (全域)	4
民生委員 児童委員総数	61

平成28年4月1日現在

(3) 地域福祉推進員

地域福祉推進員は、近隣の住民（高齢者等）に一声かけたり、民生委員児童委員等と連携を密にし、社会福祉協議会と協力して地域の福祉ニーズを発見し解決に結びつける「担い手」としての役割があり、問題を抱え地域で困っていたり、援助を求めている人や障害者及びその家族などに対し、あたたかい見守りと援助活動を進める地区のリーダー的存在です。

地区	自治会名	人数
飯野	堀浦	5
	上大河平	2
	下大河平	4
	杉水流	3
	五日市	2
	東原田	3
	麓	4
	町	2
	坂元	4
	前田	2
	芋畑	3
	大明司	3
	山内	3
	駅前	4
	中原田	1
	上原田	2
	南原田	3
	高野	2
	片馬場	3
	計	55
加久藤	松原	2
	前松原	2
	麓	2
	中島	2
	栗下	3
	東長江浦下	2
	東長江浦上	3
	西長江浦下	2
	西長江浦上	2
	灰塚	2
	永山	2
	大溝原	2
	湯田	2
	西郷	2
	東川北	2
	榎田	2
	牧の原	2
	尾八重野	1
計	37	

地区	自治会名	人数
上江	池島	2
	今西	2
	西上江	2
	中上江	5
	上上江	5
	田代	2
	出水	2
	末永	3
	白鳥	2
	計	25
	真幸	水流
南昌明寺		4
北昌明寺		0
東内豎		2
中内豎		2
西内豎		2
溝ノ口		2
北岡松		4
南岡松		2
亀沢		3
柳水流		2
京町		3
上向江		2
下浦		2
中浦		2
上浦		3
上島内		2
下島内	2	
西川北	2	
計	43	

(人)	
合計	160

平成28年4月1日現在

(4) 自治会

自治会は、地域住民の自主的な意思に基づき、地域を快適で住みよくするために結成された任意の団体であり、地域のコミュニティづくりの中心的な担い手です。自治会は、地域住民の親睦と連帯の場であると共に、地域課題の発見と解決の場となっています。

【自治会の具体的活動】

育成会の行事・高齢者クラブの活動・婦人会の活動・地域支え合い事業・小菜園事業・敬老会・花見・運動会・美化活動・伝統伝承行事・世代間交流会・防災訓練など

(5) 社会福祉施設

社会福祉施設には、老人福祉法や児童福祉法などの社会福祉各法に規定されている施設と社会福祉法によって社会福祉事業と定義されている事業を行うための施設があります。

【児童関係の主な施設（学校・幼稚園を除く）】

施設名	箇所数	施設名	箇所数
通常保育事業所	8	延長保育事業所	8
一時預かり事業所	4	障害児保育事業所	2
放課後児童クラブ事業所	5	ファミリーサポートセンター	1
地域子育て支援センター	1		

平成 28 年 4 月現在

【高齢者関係施設等】

在宅型・サービス種類	箇所数	施設居住型・サービス種類	箇所数
ケアマネジャー (居宅介護支援)	10	グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	3
ホームヘルプ (訪問介護)	6	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	2
デイサービス (通所介護)	13	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	3
デイケア (通所リハビリステーション)	4	介護老人保健施設	1
ショートステイ (短期入所)	5	介護療養型医療施設	2
訪問入浴介護	1		
訪問看護	2		
地域包括支援センター	1		

平成 28 年 10 月現在

(6) NPO法人

NPOは、Non Profit Organization の略で民間非営利組織のことであり、法人格の有無に関わらず、非営利の公益的活動を行う組織です。

特定非営利活動促進法に基づく法人格を持つものは、特定非営利活動法人（NPO法人）といい、従来のボランティア団体が行ってきた活動を超え、法人名での契約による各種事業の受託や収益のある事業活動を行うことが可能です。市内で活躍するNPO法人数は、平成28年9月現在8団体となっています。

団体名称	法人認証 年月日	活動分野
特定非営利活動法人 えびの市国際交流協会	平成14年 4月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育の推進を図る活動 ・国際協力の活動
特定非営利活動法人 NPOえびの	平成18年 2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療又は福祉活動の増進を図る活動 ・社会教育の推進を図る活動 ・まちづくりの推進を図る活動 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ・環境の保全を図る活動 ・子どもの健全育成を図る活動 ・前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
特定非営利活動法人 えびの福祉作業所	平成19年 1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ・社会教育の推進を図る活動 ・まちづくりの推進を図る活動 ・地域安全活動 ・子どもの健全育成を図る活動 ・職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
特定非営利活動法人 いいの夢クラブ	平成24年 11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの推進を図る活動 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ・子どもの健全育成を図る活動
特定非営利活動法人 いい汗加久藤クラブ	平成24年 11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの推進を図る活動 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ・子どもの健全育成を図る活動
特定非営利活動法人 真幸ホットほっとクラブ	平成24年 12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの推進を図る活動 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ・子どもの健全育成を図る活動
特定非営利活動法人 びーだま	平成25年 5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ・社会教育の推進を図る活動 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ・子どもの健全育成を図る活動 ・環境の保全を図る活動 ・地域安全活動 ・男女協働参画社会の形成の促進を図る活動 ・職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
特定非営利活動法人 NISHIMORO BASE	平成28年 9月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの推進を図る活動 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ・観光の振興を図る活動 ・農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

出典：内閣府

(7) ボランティア団体

ボランティア団体は、誰もが豊かに暮らしていける社会を目指し、自分たちのできることを自らが率先し、福祉・災害救援・環境保全・保健・医療・社会教育・文化・スポーツ・まちづくりなどさまざまな活動を行っています。また、これらの活動は人のつながりや心の豊かさを向上させる重要な活動となっています。

福祉分野でも高齢者や障害のある人、子育てに関するさまざまな支援など、支援を必要とする人を支え、助けるボランティア活動が行われています。本市のボランティアセンターはえびの市社会福祉協議会内に設置され、ボランティア活動の拠点として、支援者と支援を必要とする人をつなげるコーディネート機能を担っています。

【ボランティアセンター登録数の推移】

区 分		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
個 人		231	231	246	247	240
団体ボランティア (ボランティア活動を 主目的としている団体)	団 体	69	70	77	73	73
	所属人数	1,951	1,827	1,979	2,024	1,920

出典：えびの市社会福祉協議会資料（各年6月1日現在）

(8) 当事者団体

地域には、自治会のほかに、地域で自主的に住民の福祉向上などを目的に活動する、高齢者クラブ、障害者団体、女性団体などがあります。

① 高齢者関連団体

高齢者の生きがいを高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動を行っています。また最近では高齢者同士での声かけ運動なども広がっています。

【高齢者クラブ数と会員数】

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
高齢者クラブ数	54	53	53	52	52
会 員 数	1,746	1,786	1,728	1,753	1,757

出典：えびの市社会福祉協議会資料（各年4月現在）

② 障害者関連団体

身体、知的、精神などに障害のある方への支援活動を行っている組織です。

③ 母子寡婦父子関連団体

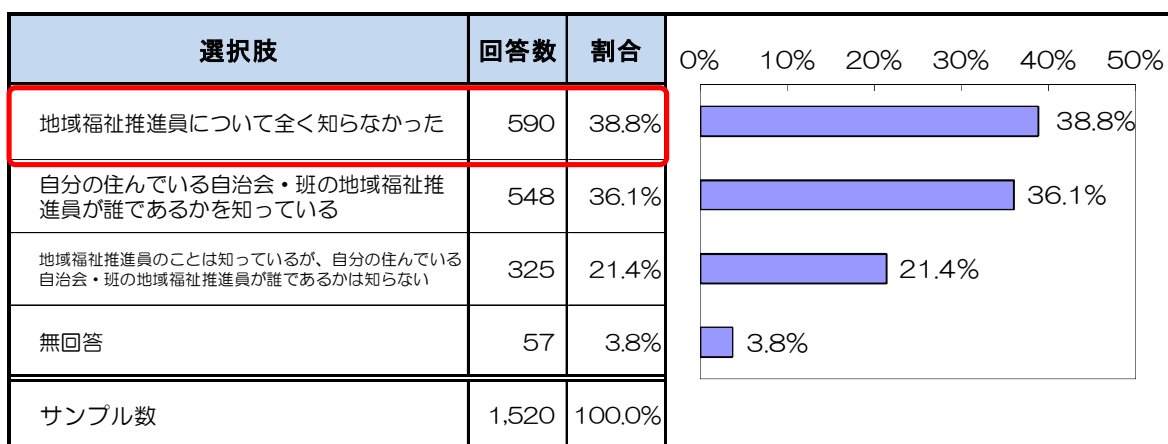
母子家庭や寡婦など、同じ家庭状況の人が集まり、語り合い、励まし合って、親睦と生活の向上を図るための自主的な団体です。

9 アンケート調査結果からみる本市の現状

(1) 一般市民用調査・避難行動要支援者用調査結果(抜粋)

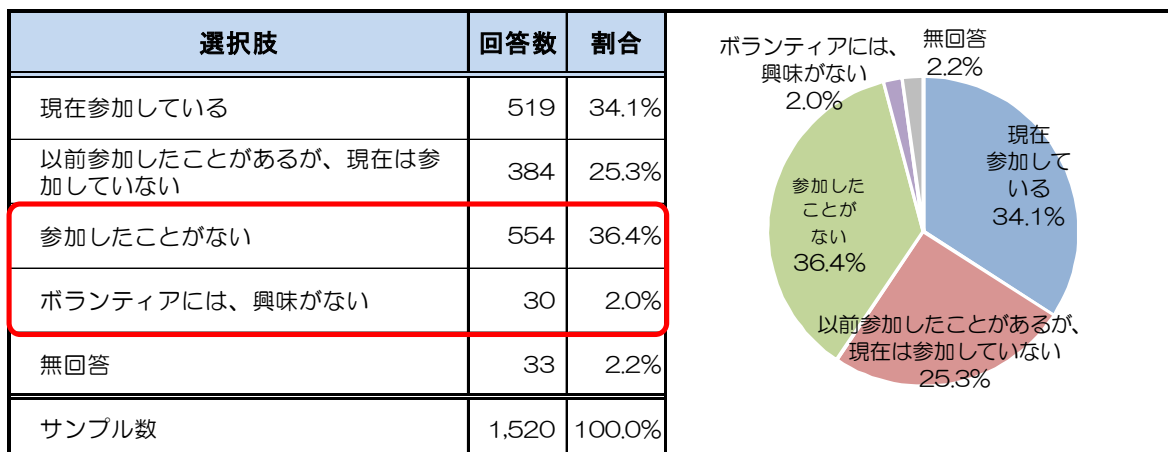
問 本市では各自治会・班の地域福祉推進部内における協議や活動の調整などの役割を担うことを目的に、地域福祉推進員の設置を推奨しています。あなたは、地域福祉推進員をご存じですか。(1つに〇)

「地域福祉推進員について全く知らなかった」が約4割(38.8%)となっており、様々な機会や媒体をとおして地域福祉推進員の周知が必要です。



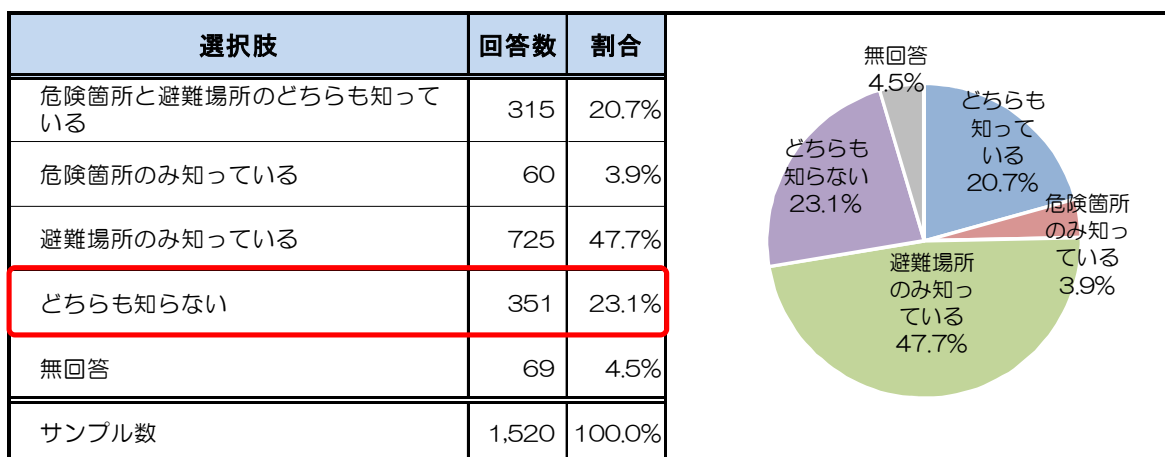
問 あなたは、地域ボランティアに参加したことがありますか。(1つに〇)

「参加したことがない」(36.4%)と「ボランティアには、興味がない」(2.0%)の合計が約4割(38.4%)となっており、より多くの市民がボランティア活動に参加するために、活動内容の周知やボランティア活動についての周知・啓発が必要です。



問 あなたは、身の回りの危険箇所（崖崩れが発生しそうな場所等）や避難場所をご存じですか。（1つに〇）

「身の回りの危険箇所や避難場所のどちらも知らない」が23.1%となっており、よりの多くの住民の避難訓練の参加や地域住民に対する防災意識の向上を図る必要があります。

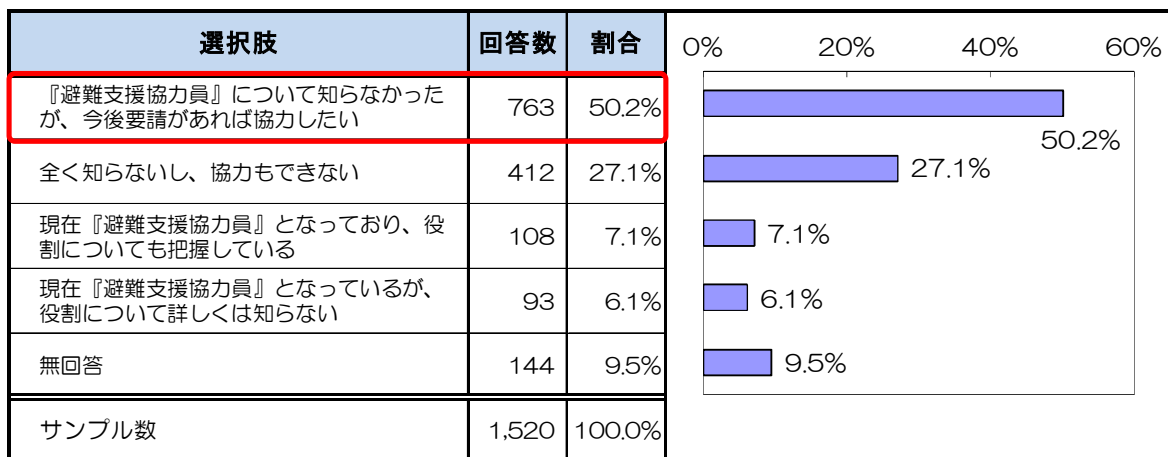


問 本市では、災害の発生初期に、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援にあたっていただくため、避難行動要支援者1人に対し2~3名の方に『避難支援協力員』となっていていただいております。この『避難支援協力員』についてご存じですか。（1つに〇）

「『避難支援協力員』について知らなかったが、今後要請があれば協力したい」が約5割（50.2%）となっています。年齢別にみると、特に50歳代・20歳代の協力意向が高くなっています。

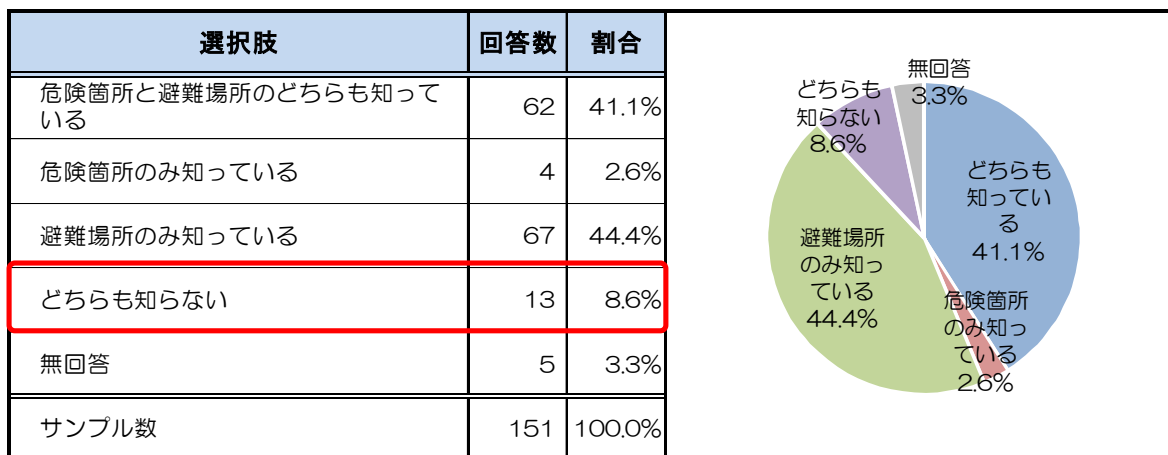
一方、避難支援協力員のうち「役割について詳しくは知らない」が約5割（46.3%）となっており、協力員の支援対象者把握や安否確認・避難誘導等の周知が必要です。

	単純集計 全体	年 齢							協力員		
		20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	無回答	協力員	一般	無回答
調査数	1,520	79	148	141	276	494	355	27	201	1,175	144
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
現在『避難支援協力員』となっており、役割についても把握している	108	0	1	8	12	55	32	0	108	0	0
	7.1%	0.0%	0.7%	5.7%	4.3%	11.1%	9.0%	0.0%	53.7%	0.0%	0.0%
現在『避難支援協力員』となっており、役割について詳しくは知らない	93	3	4	6	13	37	29	1	93	0	0
	6.1%	3.8%	2.7%	4.3%	4.7%	7.5%	8.2%	3.7%	46.3%	0.0%	0.0%
『避難支援協力員』について知らなかったが、今後要請があれば協力したい	763	46	75	74	168	243	144	13	0	763	0
	50.2%	58.2%	50.7%	52.5%	60.9%	49.2%	40.6%	48.1%	0.0%	64.9%	0.0%
全く知らないし、協力もできない	412	28	61	45	65	107	99	7	0	412	0
	27.1%	35.4%	41.2%	31.9%	23.6%	21.7%	27.9%	25.9%	0.0%	35.1%	0.0%
無回答	144	2	7	8	18	52	51	6	0	0	144
	9.5%	2.5%	4.7%	5.7%	6.5%	10.5%	14.4%	22.2%	0.0%	0.0%	100.0%



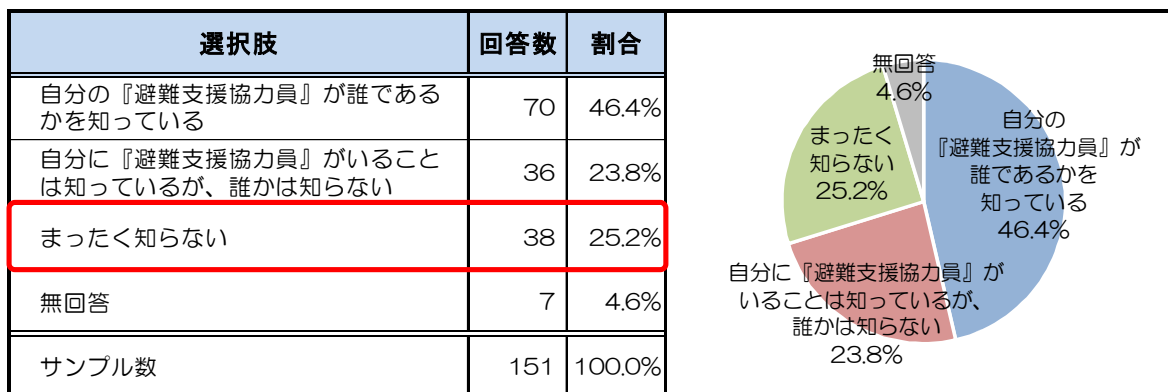
【参考：避難行動要支援者用調査における「危険箇所・避難場所」の認知度】

「危険箇所・避難場所のどちらも知らない」要支援者が約1割となっています。



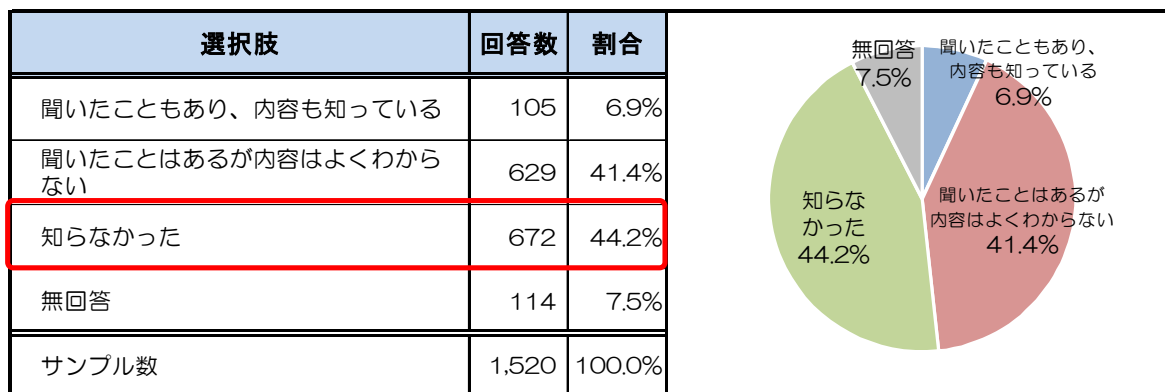
【参考：避難行動要支援者用調査における「避難支援協力員」の認知度】

「自分の避難支援協力員をまったく知らない」要支援者が25.2%となっています。



問 生活困窮者自立支援制度について、あなたは知っていますか。（1つに〇）

「知らなかった」が44.2%となっています。様々な機会や媒体をとおして生活困窮者自立支援制度の周知が必要です。



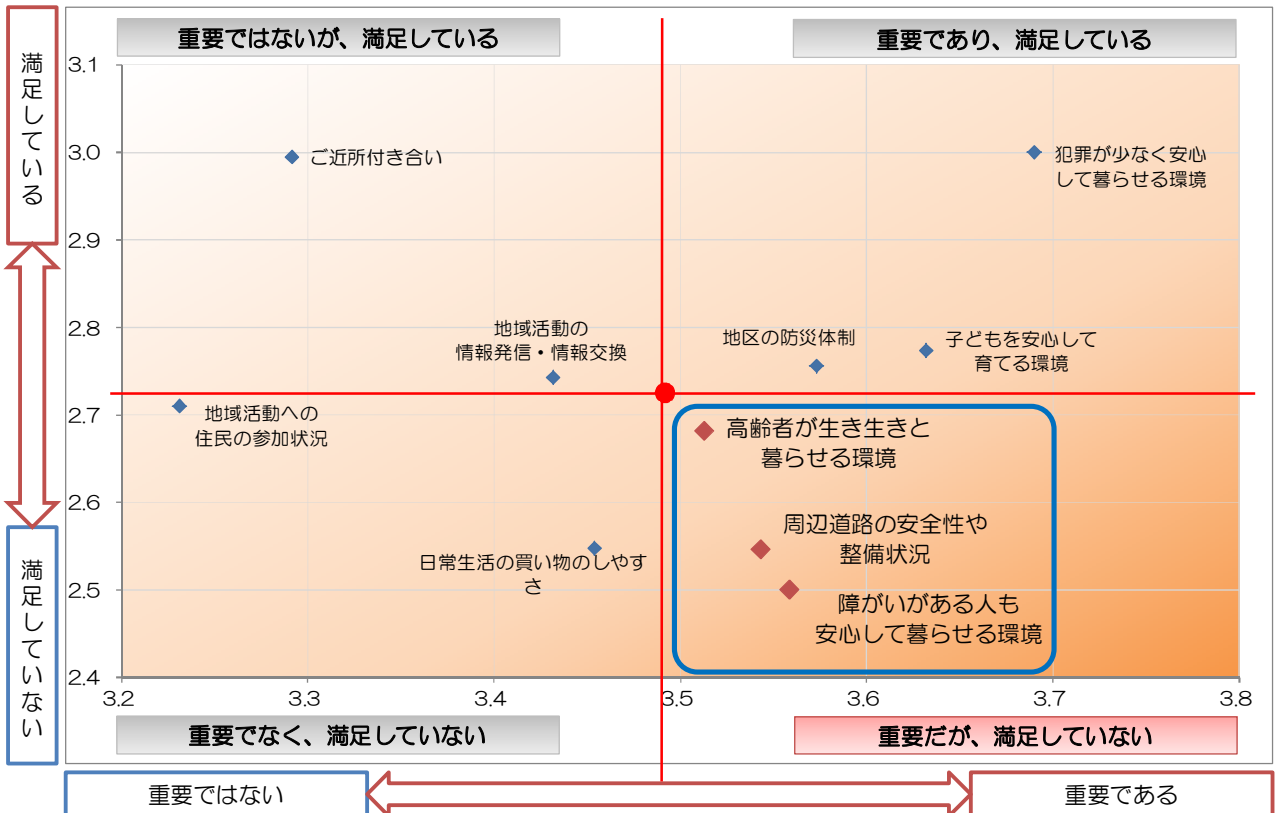
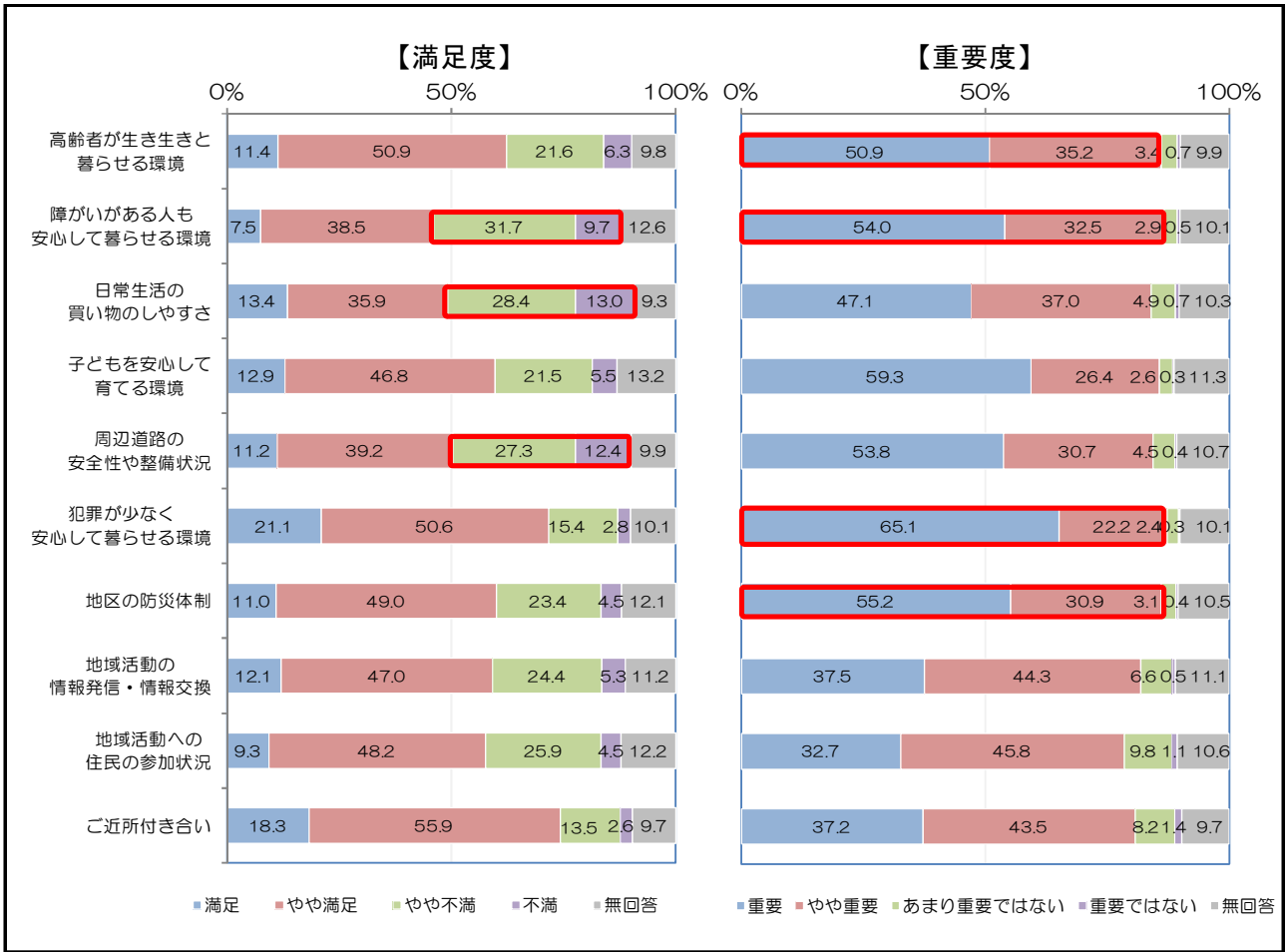
問 あなたの周囲の様々な環境について、どれくらい満足していますか。また、どれくらい重要だと思えますか

満足度については、満足度が低い（「やや不満」と「不満」の割合の合計）順に、「障がいがある人も安心して暮らせる環境」、「日常生活の買い物のしやすさ」、「周辺道路の安全性や整備状況」となっています。

重要度については、重要度の高い（「重要」と「やや重要」の割合の合計）順に、「犯罪が少なく安心して暮らせる環境」、「障がいがある人も安心して暮らせる環境」、「地区の防災体制」、「高齢者が生き生きと暮らせる環境」となっています。

満足度、重要度の結果を基に分析を行った結果、「重要だが、満足していない」取組・環境は、重要度の高い順に「障がいがある人も安心して暮らせる環境」、「周辺道路の安全性や整備状況」、「高齢者が生き生きと暮らせる環境」となっています。

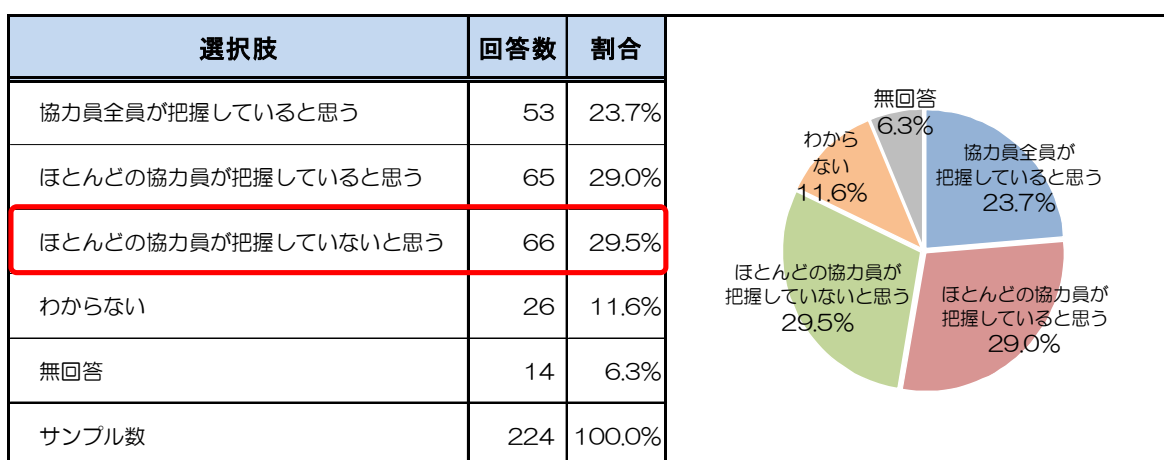
第2章 えびの市の現状



(2) 地域福祉推進会議におけるアンケート調査結果(抜粋)

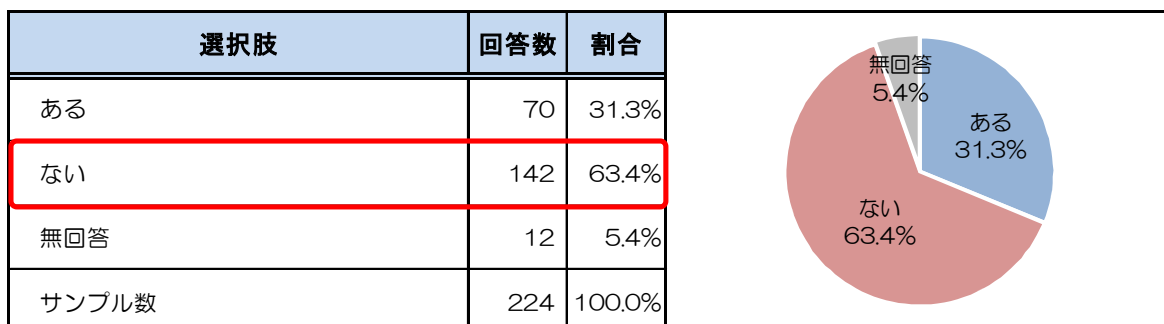
問 災害時の避難行動に支援を必要している方に避難支援協力員を配置していますが、協力員の方々は「自分が誰を支援するか」をしっかりと把握していると思いますか。(1つに〇)

「ほとんどの協力員が把握していないと思う」が約3割(29.5%)となっています。協力員の支援対象者把握の徹底が求められます。



問 自治会に福祉部会がありますか。もしくは、福祉について協議する場がありますか。(1つに〇)

「ない」が6割以上(63.4%)となっています。様々な場面で、住民間の情報共有や連携が必要なことから、各自治会において、福祉に関する協議の場が求められます。



問 「生活困窮者自立支援」を推進していくために個人でできること、地域でできることはどのようなことがあると思いますか。（自由回答）

① 「個人でできること」の主な意見

「住民同士の声かけ」が12件で最も多く、次いで、「相談しやすい関係づくり」の11件、「情報収集」の3件の順となっています。

項目	件数	主な意見
住民同士の声かけ	12件	日頃からの声かけ、見守り。
		住民同士が声をかけあう。
相談しやすい関係づくり	11件	お互いに連絡を取り合い、相談ごとに応じる。
		何でも話し合える人間関係・信頼関係を作っていく。
情報収集	3件	詳細に情報を集める。
		地域行事への参加を促し、情報を収集する。
その他	4件	貧困状態にある人の状況を把握し、自治会長等に連絡する。
		自分のところでとれた作物等を提供する。

② 「地域でできること」の主な意見

「実態の把握」、「制度の周知」が5件、「情報共有・提供」が4件などとなっています。

項目	件数	主な意見
実態の把握	5件	貧困状態にある人を明確にする。
		班長等が細かい情報収集を行う。
制度の周知	5件	生活困窮者自立支援制度の周知。
		啓発活動を行う。
情報共有・提供	4件	定期的な意見交換の場を設ける。
		協力員を通じて地区の情報を集め、共有する。
雇用の提供	2件	仕事の紹介。
その他	4件	困った人が相談しやすい環境づくり。
		地域でのボランティア活動の実施。

10 地域福祉推進会議におけるワークショップの結果

(1) 地域の課題(主なもの)

各自治会で出された地域の課題を市全体でまとめると、以下のとおりとなりました。

地域の課題	件数
住民参加	40
防災体制	40
担い手不足	34
避難行動要支援者対策	21
環境美化	18
地域支え合い事業の活性化	13
交流やふれあいの場の確保	12
地域環境の整備	12
自治会未加入者への対応	10

(2) 地域の努力目標(主なもの)

地域の課題等を踏まえて、各自治会で設定した努力目標を市全体でまとめると、以下のとおりとなりました。

努力目標	件数
健康づくり	30
防災体制	28
地域行事の活性化	24
避難行動要支援者対策	15
住民参加	13
見守り活動の強化	11
環境美化	9
担い手の育成	3
自治会への加入促進	3

第3章 第2期計画の総括

1 地域福祉推進の基盤づくり

(1) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

【行政の役割】

第2期計画取り組み内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター、在宅介護支援センター、地域子育て支援センターの名称及び事業内容の周知を図ると共に、相談窓口で専門職を配置するなど資質の向上や、ワンストップで対応できる体制を整えていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援センターの名称及び事業内容の周知を図ると共に、電話相談窓口を設け、ワンストップで対応できる体制を整えています。また、「地域包括支援センター」、「在宅介護支援センター」の役割や事業内容について、市広報紙にコーナーを設け市民に対し定期的に情報発信すると共に、介護予防教室や出前講座等の場を活用し周知に努めています。
<ul style="list-style-type: none"> 地域で一番身近な相談員である民生委員児童委員の活動周知と共に、地域におけるサポート体制の構築や研修など活動しやすい環境づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種大会や地域行事への参加等により民生委員児童委員の活動を周知しています。地域におけるサポート体制については、自治会長、民生委員児童委員、地域福祉推進員を中心に構築を推進しています。
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの地域の総合ケアマネジメントを担う中核機関としての役割を明確化すると共に、総合的ケアマネジメント体制の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療、介護関係機関と連携を図り、研修会などの各種事業を展開しています。また、高齢者等が地域で生活していく上での課題解決等を目的とし、専門職、関係機関、地域住民を交えた地域ケア会議を随時開催しています。
<ul style="list-style-type: none"> 公共施設のバリアフリー化を推進すると共に、ユニバーサルデザイン普及に向けた取り組みを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健センター障害者用トイレや診察室の出入り口の改装を行いました。また、老人福祉センター及び高齢者交流プラザの一部をバリアフリー化しています。
<ul style="list-style-type: none"> 民間住宅のバリアフリー化を希望する方のために、ハンドブックの作成や相談窓口を設置するなど啓発・指導を推進していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状ほとんど実施されていない状況です。
<ul style="list-style-type: none"> 既存の施設などを活用した誰もが気軽に参加できる地域活動の拠点づくりを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> えびの市社会福祉協議会が実施する地域支え合い事業を支援しています。地域住民やボランティアの支えにより、高齢者、障害者、子育て中の親子等の顔の見える関係を築くふれあいの場となっており、地域福祉の推進への意識の向上を図っています。

【社協の役割】

第2期計画取り組み内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 地域と連携し、相談ニーズを把握すると共に、心配ごと相談、無料法律相談など既存の相談業務の継続、さらに相談員が直接訪問するなど多様形態での相談体制の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護相談は平日常時受け付けています。また、心配ごと相談所を毎週水曜日、無料法律相談を毎月第3木曜日、公証人による遺言等無料相談を奇数月の第4木曜日受け付けています。
<ul style="list-style-type: none"> 人材育成や研修により福祉サービスの質の向上を図ると共に、保健、福祉、医療の連携を強化していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 職種ごとに、研修に積極的に参加し、スキルアップに努めています。また、関係機関との連絡会や協議会など組織され連携がなされています。

<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議で高齢者や障害者など各分野との情報交換を積極的に行い、解決すべき問題などの共有化を図ります。 ・地域における様々な交流活動、体験学習などを通じた活動の場づくりを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分野ごとに協議会や委員会が設けられており、積極的に参加し、情報交換がなされています。 ・地域ぐるみの防災訓練や徘徊模擬訓練等、人的支援や物資的支援等積極的に行っています。
--	---

(2) 地域福祉を推進する仕組みづくり

【行政の役割】

第2期計画取り組み内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の「お互いを支え合う」活動を支援するために地域福祉ネットワーク体制の充実を図ると共に、地域福祉に関する情報の共有化や情報を届ける仕組みの充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域において自治会長、民生委員児童委員、地域福祉推進員等が連携して支援を要する高齢者、障害者等への見守り活動を行っています。また、避難時要支援者への協力員体制等について行政と情報共有し整備を図っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・公的な福祉サービスと地域で発見された問題とがうまくつながるよう、公的な福祉サービスの見直しや運用の弾力化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の身近な相談役の民生委員児童委員へ公的な福祉サービスの情報提供に努め、連携して福祉サービス利用につなげています。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの地域の総合ケアマネジメントを担う中核機関としての役割を明確化すると共に、総合的ケアマネジメント体制の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の各種関係機関（団体）を対象とした研修会等の開催や、各種関係機関（団体）が開催する会議等に参加するなどし連携を図っています。また、高齢者に関する課題解決等を目的として多職種、関係機関を交えた地域ケア会議を主催しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の視点から、他分野の関係機関にそれぞれがなすべきことを提示し、連携を深めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的な福祉サービスについて関係機関と連携し、利用へつなげています。
<ul style="list-style-type: none"> ・情報を一方的に”流す”だけでなく、高齢者や障害のある方の事を考えた多様な手法を用いた情報の伝達や民生委員児童委員や地域住民などによるきめ細やかな情報提供の体制を確立していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の観点から情報を制限して提供し、共有していますが、民生委員児童委員が見守り活動をしていくためには十分な内容とは言えない状況となっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する仕組みを整備し、出前講座や生涯学習などで成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職や関係機関との連携を図り、成年後見制度利用支援事業の円滑な事務につなげています。また、地域住民が集まる場を活用し制度の説明や金融機関・医療機関等でリーフレットを配置し、周知に努めています。さらに、出前講座においても障害者施策について周知しています。

【社協の役割】

第2期計画取り組み内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の多様化するニーズに合わせた住民主体の活動や、NPO、ボランティア活動への支援を充実させると共に、地域住民や各種機関（団体）などとの連携を深め、地域福祉や社協の事業に参画しやすいような体制づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種福祉団体との連携は密に取れており、社協の各事業に積極的に参画しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・社協の事業活動に必要な自主財源の拡大を推進し、財政の安定と強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社協会員会費、共同募金、香典返し、介護保険収入、いずれも減少傾向にあります。

<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉や社協の活動に、より多くの参加者や協力者を得るために、「社協だより」への関連情報の掲載をはじめ、行政と連携した周知、啓発活動を強化していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりは年1回発行していますが、社協独自のホームページ等が無く、情報発信は十分でない状況です。
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）を拡充し、利用者が安心して生活できるよう内容を充実させると共に、利用者増に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援員4名で、利用者35名に対応しています。

2 心豊かな人づくり

(1) 地域福祉を担う人材育成

【行政の役割】

第2期計画取り組み内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアやNPO活動を含めた市民活動を広く支援するため、行政の窓口を充実させると共に、活動について広報紙やホームページなどにより情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体（ぶらいど21支援団体）の活動については、市広報紙及びホームページで紹介を行っています。また、市民活動支援センターを設置し、市民団体が活動しやすい環境整備を行いました。
<ul style="list-style-type: none"> ・住民たちが日頃の近所づきあいの中で行っている活動もボランティア活動であることを明確にすることにより、ボランティアの輪を広げる運動を展開します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い事業の中で、住民が昼食づくり等を行う等のボランティア活動を行っています。また、民生委員児童委員を中心として、地域住民による高齢者等への見守り活動を行っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進会議の体制づくりを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年2～3回程度、中学校区ごとに地域福祉推進会議を開催し、地域の課題等に対する取組への連携を図っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会に地域福祉推進部の設置を指導し、体制づくりの支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会から選出された地域福祉推進員を中心に地域福祉活動を展開していますが、十分に機能していない自治会もあります。

【社協の役割】

第2期計画取り組み内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・市内のボランティア活動の拠点として「ボランティア活動の窓口」、「活動者同士の交流や情報交換の場の提供」、「ボランティアを行いたい人と求める人をつなぐ体制の充実」、「ボランティア登録」、「コーディネーターの配置」など様々な活動支援、コーディネートを行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター登録者は、団体が73団体、個人が1,920名となっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア養成講座や学習会を行い、地域リーダーの育成や資質の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、生活支援に関するボランティアの必要性が高まってきています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の意識調査や住民の意向を調査することで、ボランティア活動を行いやすい環境をつくっていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般市民に対するボランティア意識調査については、実施できていない状況です。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進会議の運営に対する支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区を単位とし、平成19年度から地域福祉推進会議が設置されています。年2～3回程度、校区ごとに開催し、テーマに沿ってグループワークを実施し、支援しています。

<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進員の役割の確立や地域福祉リーダーと位置付けた研修会などを実施し、地域の中で活動の場を広げるための支援をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進員の役割等の位置づけが不十分との意見があります。
--	---

(2) 思いやりを育む福祉教育の推進

【行政の役割】

第2期計画取り組み内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの頃に十分に尊重される体験を重ねることで、思いやりの心が育っていくことから、様々な地域活動やボランティア活動などの社会学習、社会体験を充実させます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援地域ボランティア事業で地域の人々との交流を持つことで、情操教育や地域の人々との絆が深まっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育を目的とした自治会活動や地域の交流活動の場づくりを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会が行う世代間交流体験活動に対して補助金を交付し、活動の充実を図っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化の伝承、子育て支援など各関係機関(団体)と連携して活動の場の充実に向けた支援を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援地域ボランティア事業を通して、子育て支援を行っています。また、親育て講座の開催、家庭教育学級開催の支援を行っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・年代を問わず多くの人に参加できるように出前講座の内容を充実させます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育課では、市政編26講座・公共機関編9講座の出前講座を開催しています。また、福祉事務所では、「地域福祉を進めよう」、「えびの市の高齢者福祉について」、「えびの市の障がい者福祉について」をテーマに出前講座を行っています。飯野高校では主に「高齢者福祉」をテーマに出前講座を行っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域とが連携を深め、地域と学校が一体となった活動ができるよう福祉教育サポーターの養成やボランティアセンターとのかかわりを密にして支援していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区で設立されている「まちづくり協議会」で、学校と連携した取り組みが行われています。また、学校支援地域ボランティア事業により学校、地域が連携して子どもたちの健全育成や学校運営の支援を行っています。さらに、主任児童委員や学校運営協議会委員等が学校行事等に参加するなど地域に開かれた環境づくりが推進されています。

【社協の役割】

第2期計画取り組み内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・学校と各種福祉団体との交流会や疑似体験学習など、より実践的な場を設け、「福祉の心を育む」活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校からの福祉疑似体験の要請や高齢者や障害者団体との交流会など、企画から実施まで担い、積極的に支援しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源や特徴を活用した福祉教育を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域支え合い事業」での世代間交流、子育て支援との交流、地域毎の伝統行事や郷土芸能の伝承活動など地域の活動を把握して支援しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア体験などの社会学習を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年7月から9月をボランティア体験月間として、夏休みふるさと料理体験や視覚障害者ガイド体験等を行っています。

3 お互いに助け合う地域づくり

(1) お互いに支え合う活動の活性化

【行政の役割】

第2期計画取り組み内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 3世帯から4世帯をひとつのユニットとした地域見守りネットワーク事業の推進を図り、福祉サービスの利用に結びついていない要援護者への対応を充実させていくと共に、事業内容及び必要性の周知を継続して行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域での見守りネットワークは、ほぼ確立されている自治会と確立には至っていない自治会があります。また、民生委員児童委員から福祉サービスを必要とする要支援者について相談を受けた場合は、必要な福祉サービスへつなげていく対応をしています。
<ul style="list-style-type: none"> 地域支え合い事業の広報と活動に対する支援により、事業のさらなる拡充を図ると共に、地域ボランティアとして活動する方々に対する支援も行い、地域住民で支え合う相互扶助の体制の確立を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度当初に地域支え合い事業についての実施説明会を行い、各自治会へ新規及び継続の参加を推進しています。
<ul style="list-style-type: none"> 「地域の子どもを地域で育てる」活動への支援として、地域子育て支援センターを拠点とした子育てネットワークを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援センターを拠点に関係機関等とのネットワーク構築を図っています。
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法は一定のルールの下での個人情報の適切な利用は否定しておらず、行政機関として冷静に判断し、地域福祉の推進に必要な個人情報を関係機関と共有する仕組みづくりを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の観点から情報を制限して提供し、共有していますが、民生委員児童委員が見守り活動をしていくためには十分な内容とは言えない状況にあります。

【社協の役割】

第2期計画取り組み内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 住民に対し、地域見守りネットワークの実践に向けた支援及び必要性などについて学習する機会を設け、地域主体の見守り活動が円滑に進むよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域見守りネットワークの実践にユニット方式を推奨してきましたが、地域性により見守りの体制が異なる為、それぞれの地域が最も取り組みやすい方法に合わせて支援しています。また、地域の人口動態やニーズ分析など情報提供に努めています。
<ul style="list-style-type: none"> 地域支え合い事業の実施主体として、利用対象者が参加しやすい体制づくり推進のため、地域ボランティアが自主的に活動できるように各種講座・学習会を開催しリーダー育成を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 48自治会で「地域支え合い事業」が取り組まれています。地域によっては、ボランティア世代の高齢化や利用対象者の減少等の状況があります。
<ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯を対象としたサロン活動の推進及び自主活動に向けての取り組みを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育てサロンの実施は行っていないが、今後の地域ニーズに応じて検討します。
<ul style="list-style-type: none"> ファミリーサポートセンター事業についての情報提供、サービスの質の向上を図り、利用者増を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から、利用料一部助成制度が設けられ、利用者が増加しています。

(2) 地域住民の交流促進

【行政の役割】

第2期計画取り組み内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 地域住民と地域の様々な団体との連携を進め、地域住民が広く参加できるイベントや行事の開催など地域活動の活性化に向けて支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 各地区でのまちづくり協議会の設立を進め、地域が一体となった活動に対して支援を行っています。また、年1回、関係団体と連携のもと社会福祉協議会と合同で「地域福祉推進大会」を開催し、地域福祉に関する講演等を行い、地域福祉活性化に向けた取組を推進しています。
<ul style="list-style-type: none"> 学校や保育園などと協力し、異世代の交流活動の場の充実に向けた支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり協議会の活動として、学校と連携した活動に取り組まれています。また、学校支援地域ボランティア活動を支援しています。
<ul style="list-style-type: none"> 各自治会ごとの世代間交流事業を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会が行う世代間交流体験活動に対して補助金を交付し、活動の充実を図っています。また、地域支え合い事業や小菜園づくり事業を通して、地域での支え合いや世代間交流が推進されています。
<ul style="list-style-type: none"> 地域社会は、「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と生活の調和)を実現する場であるという観点から、皆が広く、無理なく、継続的にボランティアや地域の行事に参加できる仕組みづくり、環境整備を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校支援地域ボランティア活動を支援しています。また、地域支え合い事業で、多くの住民が無理なく参加できるように環境整備に努めています。

【社協の役割】

第2期計画取り組み内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 地域住民と地域の様々な団体との連携を進め、住民が広く参加できるイベントや地域行事の開催を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 京町温泉マラソン・各まちづくり協議会防災訓練・徘徊模擬訓練・各自治会の諸行事等積極的に参画し支援しています
<ul style="list-style-type: none"> 地域の活動を支える担い手確保のため、福祉施設やボランティア団体などとの連携のほか、地域住民に対し様々な啓発や情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体との連携はとれていますが、地域住民等への啓発や情報提供は不十分な状況です。

4 安心して暮らせる環境づくり

(1) 地域防災・防犯への連携強化

【行政の役割】

第2期計画取り組み内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 自治会単位での自主防災組織の体制づくり及び見直しを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり協議会の事業の中で各自治会の実状に合わせた防災ネットワークの構築や避難訓練など実施されています。また、各自治会が災害時に自主的に対応できるよう、要配慮者の把握や避難支援協力員の選任、安否確認の方法など体制づくりの支援を行っています。
<ul style="list-style-type: none"> 地域と行政関連機関及び防災関連機関との連携を密にします。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会で防災訓練を実施する際など、関係機関の協力を得ながら実施しています。

<ul style="list-style-type: none"> ・「災害時要援護者支援計画」を整備し、住民に周知すると共に、計画の実践に向けた防災訓練などの活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を作成し、要配慮者と避難支援協力員とがお互いの関係性を認識するために、図上訓練や防災訓練の活動支援を行いました。
<ul style="list-style-type: none"> ・「自分たちの地域を自分たちで守る」意識の醸成に向けて、平常時・緊急時双方の生活と安心を確保するための防犯に備えた体制づくりを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座で「防犯」の活用啓発を行っています。また、各自治会の実態に沿った形で、平常時からの見守りを含めた防犯体制づくりの支援を行いました。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援システムの運用を通し、災害時の地域での救援体制の確立と共に、要援護者情報について下記項目を整備します。「①日頃から把握しておくための方法」、「②情報の集約と適切な管理の方法」、「③関係機関との情報共有方法」、「④情報更新の方法」、「⑤要援護者の安否情報を集約する市の連絡担当者の明確化」、「⑥安否情報が市の担当課に円滑に報告されるための役割分担と連絡体制整備」、「⑦代替者が安否確認を行う体制づくり」 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の状況を的確に把握するため、関係部署等との連携を図りながら各項目の整備を行いました。また、地域福祉推進会議において各自治会で要支援者名と協力員体制について更新、見直し等を行っています。ただし、⑤～⑦については、十分に確立されていない状況にあります。

【社協の役割】

第2期計画取り組み内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の確立に向けて、福祉マップや防災マップなどを作成する指導及び支援を行うと共に、地域防災ボランティアの育成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉マップや防災マップ作成に対し指導及び支援を行っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防犯体制の充実や住民一人ひとりの防犯に関する意識の高揚を図るため、地域支え合い事業開催時などに学習する機会を設けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い事業の中で、防犯や消費生活に関する講座を行う際に、警察や消費者センターから講師を招き学習の場を設けている。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域での要援護者の情報把握・安否確認の体制づくりを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進会議の中で毎回、要支援者の情報把握と安否確認体制を再検討しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時、災害ボランティアセンターを立上げ運営します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時、災害ボランティアセンター運営訓練を毎年行っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・防災ボランティアの養成を日常的に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア連絡協議会の加入団体より約60名の災害ボランティアセンター運営スタッフが養成講座に登録されています。

(2) みんなで支える健康づくりの推進

【行政の役割】

第2期計画取り組み内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・地域が一体となって健康づくりに取り組む環境整備のため、健康教室や出前講座を開催し、元気で長生きできる健康寿命延伸を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に「第2次健康日本21えびの市計画」を策定し、本市の健康づくりに関する目標の設定を行いました。本市は、高血圧治療中の方の割合が特に多いため、高血圧予防を中心に各関係機関と連携をとりながら取り組んでいます。また、生活習慣病の発症予防及び重症化予防のためには、個別の対応が効果的と実証されていることから、現在では地域が一体となる健康づくりから、特定健診受診者を中心とした個別での対応に重点を置いています。

<ul style="list-style-type: none"> ・「田の神さあ体操」の普及啓発を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期高齢者受給者証交付時の健康教育で毎月実施していますが、それ以上の拡がりにつながっていないことが課題となっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進員に健康づくり推進員としての役割も担ってもらうことから、推進員に対し定期的な研修会などを実施して“健康づくりリーダー”の育成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進員に健康づくり推進員としての役割も担ってもらっており、会議研修等で1、2年に1回、地域の健康づくりや健診受診等について健康教育を実施しています。健康づくりのリーダーとしての育成に関しては、民生委員等を兼ねている方が多く、また、途中で交代などもあるため、現実的には難しい状況となっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・体力測定などを積極的に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民対象の体力測定を実施しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・「総合型地域スポーツクラブ」と連携し、スポーツ教室などを開設しながら、高齢者の健康増進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のスポーツクラブ加入促進補助金を支給しています。(新規加入者に対し2,000円を助成)
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、ボランティアや地域活動を通じた社会参加、社会貢献活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会の活動として、高齢者向けレクリエーションの開催や百歳体操の推進などを行っています。また、各種福祉団体が、福祉推進に関する啓発活動や福祉バザー等のボランティア活動をするにあたっての支援や高齢者クラブによる地域での行事参加やボランティア奉仕作業などの社会貢献活動を支援しています。

【社協の役割】

第2期計画取り組み内容	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・市保健師と連携した地域の健康づくり事業を展開し、地域福祉と健康づくりが一体となった各種講座や学習会を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進会議で、市保健師等と連携し地域住民の健康づくりを目的に支援しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進員と各種地域福祉活動事業との連携を図ると共に、地域での活動の場が広がるよう、地域支え合い事業などを通じて支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域支え合い事業」の講座等に健康づくり講座を取り入れる等の支援をしています。

第4章 基本理念・基本目標

1 基本理念

本計画は、地域住民や自治組織、団体、福祉機関など地域全体が一つとなり思いやりのある福祉のまちを、地域と行政、社会福祉協議会が共に築いていくための仕組みをつくり、地域住民の主体的な福祉のまちづくりへの参画を通して、本市に住むすべての人々が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らし続けることができるまちづくりを目指すために策定するものです。

このようなまちづくりを推進していくために、行政と社協が一体となって地域福祉のあり方や推進方法・活動の仕組みを確立すると共に、各自治会の地域性や特徴を大切に生かしながら、これまでの活動を見直し、より地域住民の意向に沿ったものとなるよう、それぞれの生活課題の解決に向けた活動を進めていきます。

以上の考え方は、第1期計画、第2期計画で示す基本理念「お互いに助け合い、楽しく話し合えるまち」の方向性を引き継ぐものとし、第3期計画においても基本理念を以下のように定めます。

お互いに助け合い、楽しく話し合えるまち
～心の豊かさや幸せを感じられるまちを目指して～

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を掲げます。

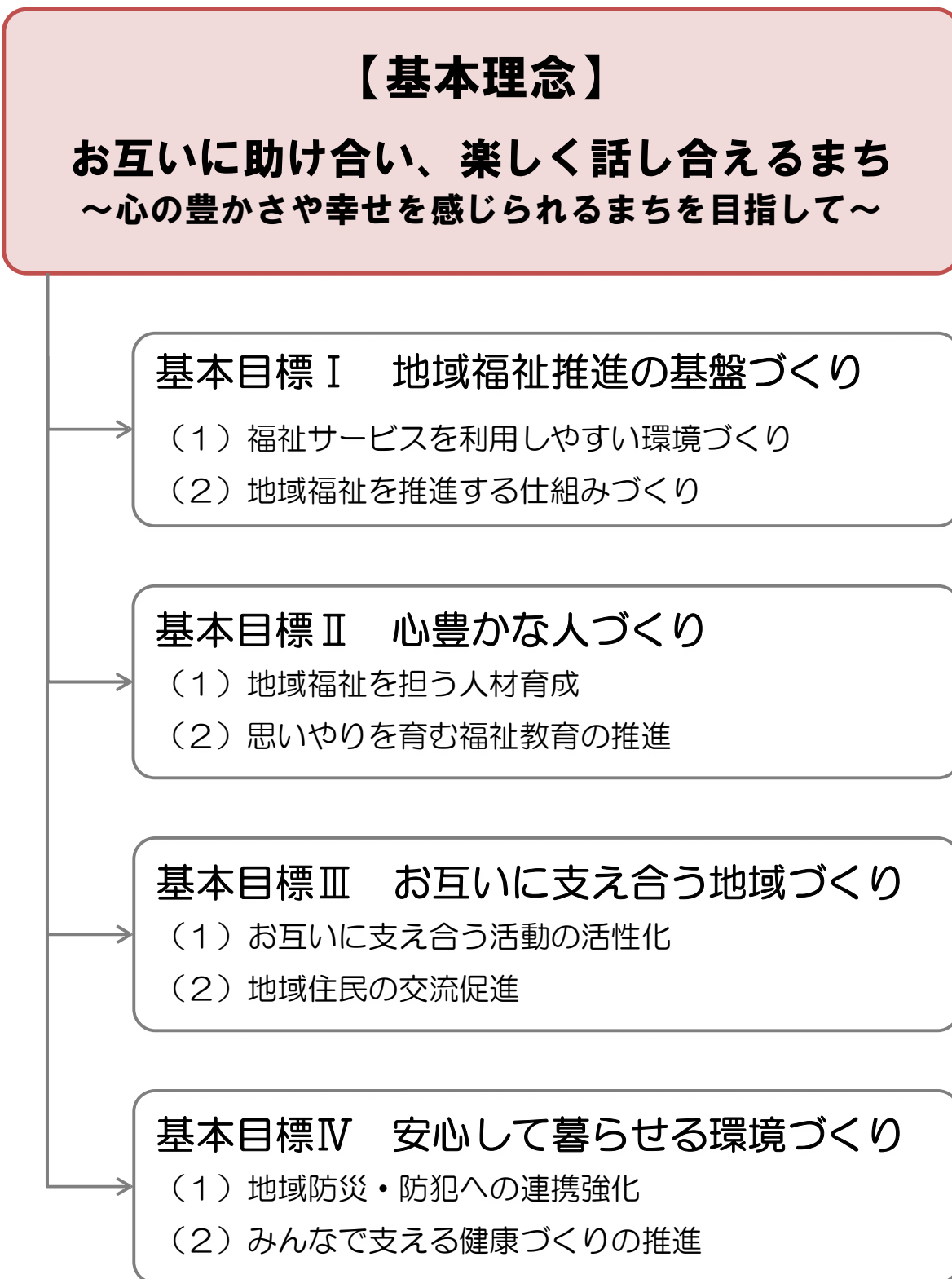
基本目標Ⅰ 地域福祉推進の基盤づくり

基本目標Ⅱ 心豊かな人づくり

基本目標Ⅲ お互いに支え合う地域づくり

基本目標Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり

3 施策の体系



第5章 分野別施策

基本目標Ⅰ 地域福祉推進の基盤づくり

(1) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

住み慣れた地域社会の中で誰もが自分らしく、誇りを持って、地域の一員として、安心して健康で幸せな生活を送るために、子どもから高齢者まで市民の誰もが心身や経済的状況にかかわらず、地域の身近なところで、いつでも気軽にサービスを利用でき、安心して社会参加できる環境づくりを目指します。

【現状と課題】

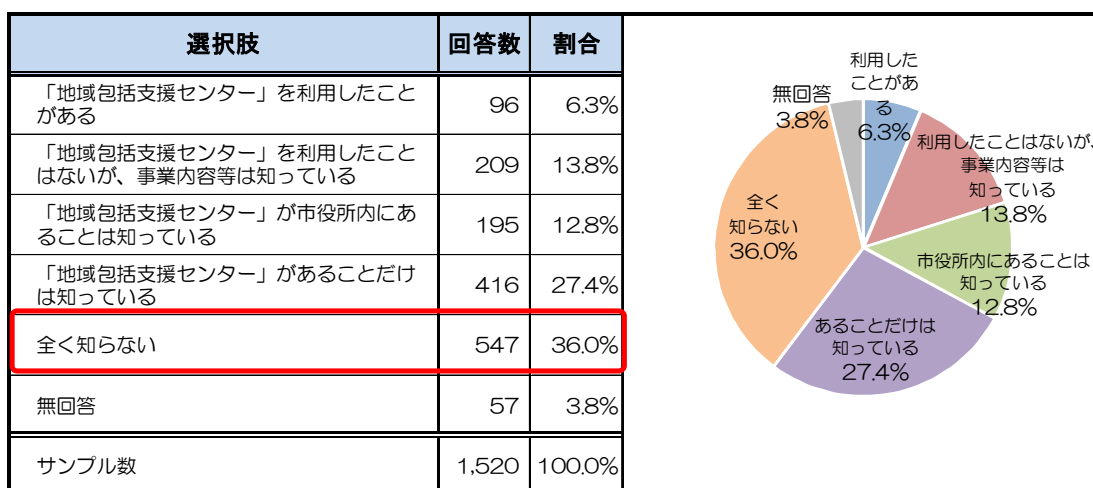
① 制度や地域資源の認知度向上

市民アンケート調査結果から、「地域包括支援センター」、「在宅介護支援センター」を全く知らない割合は約4割となっています。

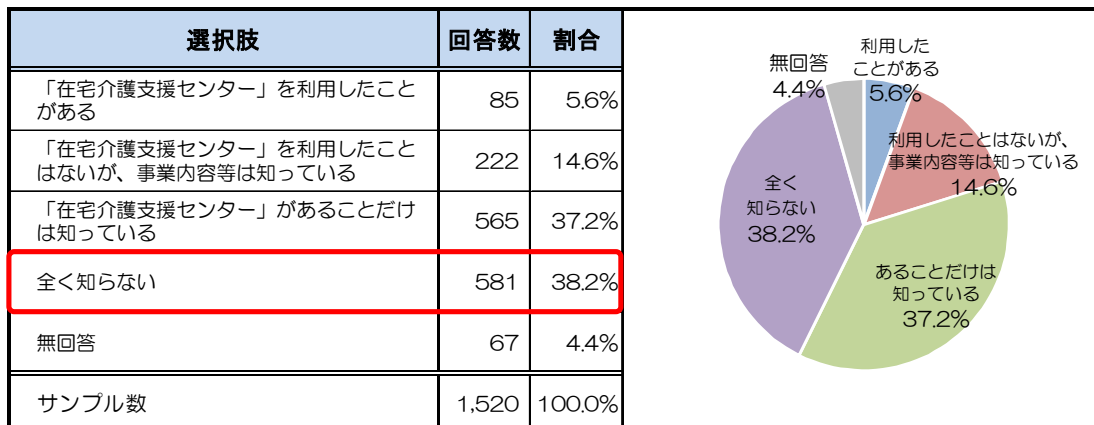
また、平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援制度」の認知度は5割を下回っています。

相談体制の充実や地域福祉に関する取組の推進のために、様々な制度や地域資源の周知を図る必要があります。

【地域包括支援センターの認知度】



【在宅介護支援センターの認知度】



② 生活困窮者支援の推進

市民アンケート調査結果から、生活困窮者の把握方法として「民生委員との連携」、「自治会との連携」、「周囲からの情報提供」、「教育機関等との連携」が挙げられています。

また、地域福祉推進会議でのアンケート調査結果から、生活困窮者支援のために個人でできることとして「住民同士の声かけ」、「相談しやすい関係づくり」、地域でできることとして「実態の把握」、「制度の周知」、「情報共有・提供」が挙げられています。

生活困窮者支援推進のために、地域住民や地域団体、関係機関等との連携や支援体制を強化する必要があります。

【生活困窮者の把握について（主な意見）】

把握方法	件数
民生委員との連携	41 件
自治会との連携	33 件
周囲からの情報提供	24 件
教育機関等との連携	22 件
制度周知による把握	17 件
支払状況から把握	14 件

【今後の方向性】

- 身近な相談窓口の充実を図ります
- 生活困窮者の自立支援体制を整備、推進します
- 総合的な福祉サービスを提供できる体制を整備、推進します
- 誰でも利用しやすい福祉のまちづくりを推進します
- 地域資源を利用した地域活動を支える拠点づくりに努めます

【行政の役割】

<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センターの名称及び事業内容の周知を図ると共に、電話相談窓口を設け、ワンストップで対応できる体制の強化を図ります。また、あらゆる機会を捉えて「地域包括支援センター」、「在宅介護支援センター」の周知を図り、高齢者やその家族が相談しやすい体制づくりに努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズに応じたサポート体制を構築するため、自治会長、民生委員児童委員、地域福祉推進員の連携強化を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議は、地域課題の解決やネットワークを構築していく上で大変重要なことから、今後も積極的な開催に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の整備においては「バリアフリー新法」や「宮崎県ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、バリアフリー化に努めていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修（バリアフリー化工事）に関しては、関係課と連携し住宅相談窓口の活用を推進するなど情報発信の手段を検討します。
<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等が行えるよう、自立・就労支援等の体制を構築し、個々の状態に寄り添った支援を行っていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い事業が実施されていない自治会への積極的、効果的な推進を行います。

【社協の役割】

<ul style="list-style-type: none"> ・各相談機関との連携を密にし、生活困窮者や生活支援ニーズの早期発見に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成や研修により、福祉サービスの質の向上を図ると共に、保健・福祉・医療の連携をさらに密にし強化します。
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者等の分野ごとの情報交換を積極的に行い、解決すべき問題などを共有化し、解決に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における様々な交流活動や体験学習の場づくりに積極的に関わり支援します。

【地域の役割】

<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉について話し合う機会をもちます。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のどこに、どのような相談窓口があるか周知します。
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員やボランティアなどの活動を支援したり、福祉について気軽に相談できる人材を育成します。
<ul style="list-style-type: none"> ・住民の情報交換を進めると共に、行政や関係機関が実施する研修などに積極的に参加します。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の交通の危険な所や介助等支援が必要な場所などを把握、点検し、行政への改善要請や地域で可能な改善に取り組みます。

(2) 地域福祉を推進する仕組みづくり

地域における身近な問題の発見と解決のためには、住民主体による「お互いを支え合う」活動は欠かせません。そのため地域福祉ネットワークを構成する様々な機関（団体）などと連携を強化し、「お互いを支え合う」活動がさらに活発化するよう、行政・社会福祉協議会が一体となって支援します。

また、地域住民が地域の抱える問題を自分の問題と認識し、積極的かつ主体的に課題解決に関わりながら、地域の担い手として活躍できるよう、地域における福祉活動推進のための体制強化を図ります。

【現状と課題】

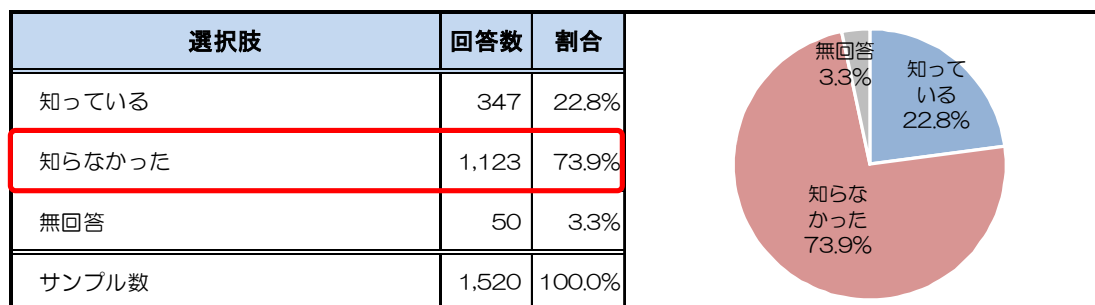
① 福祉について協議する場の確保

地域福祉推進会議でのアンケート調査結果から、福祉部会や福祉について協議する場がない自治会が6割以上となっています。地域課題を解決するために、協議する場の確保が求められます。

② 権利擁護についての相談窓口の周知

市民アンケート調査結果から、高齢者虐待の通報窓口が地域包括支援センターであることを知らない割合が7割以上となっています。様々な権利擁護に関する相談窓口の市民への周知が必要です。

【高齢者虐待通報窓口の認知度】



【今後の方向性】

- 地域福祉ネットワーク体制を充実させます
- 地域包括ケア体制を充実させます
- 社協の機能・連携を強化します
- わかりやすい情報提供の体制づくりを推進します
- 権利擁護支援を推進します

【行政の役割】

<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者への協力員体制等の整備が不十分な自治会への推進を行います。
<ul style="list-style-type: none"> ・さらに利用しやすい福祉サービスの向上に努めていくため、見直しや運用の弾力化を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も研修会の開催や地域ケア会議の開催を通して各種関係機関に対する支援を行います。
<ul style="list-style-type: none"> ・他分野の関係関係機関との連携を強化し、利用しやすい福祉サービスの向上に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿作成や地域の見守りに必要とする住民名簿については個人情報の取扱いに考慮し、情報提供については検討していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も専門職や関係機関と連携を図りつつ地域住民に対する説明を行いながら、必要な人が制度の利用につながるよう努めます。また、出前講座・広報・民生委員児童委員への研修等により、権利擁護についての周知を推進します。

【社協の役割】

<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の重要性と社協活動の役割を住民に理解していただくための住民説明会や広報活動に努め、自主財源確保に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりの発行回数を増やしたり、ホームページを早期に開設する等、情報提供の充実に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）を拡充し、利用者が安心して生活できるようサポートに努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における様々な交流活動や体験学習の場づくりに積極的に関わり支援します。

【地域の役割】

<ul style="list-style-type: none"> ・回覧板などの地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域福祉活動の情報提供に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・行政や社協と連携し、情報収集に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの高齢者や障害者など、情報が入手しづらい人を支援します。

基本目標Ⅱ 心豊かな人づくり

(1) 地域福祉を担う人材育成

福祉ニーズが多様化している中で、福祉サービスの提供について、その多くを行政が担う時代から、地域住民・サービス提供事業者・行政がそれぞれの立場で、役割を分担して地域社会を支えていくことが強く求められています。

特に、地域の活動における支え合い・助け合いには、担い手となる人材が欠かせません。しかし、忙しくて時間がとれない、参加するきっかけがないなどの理由で参加していない人が多くいます。地域福祉推進会議などにおいても、地域福祉の推進を担う人材の確保が課題になっています。

地域活動やボランティア活動への理解と参加を周知するとともに、養成講座の開催によるボランティア育成を継続して実施し、人材の掘り起しや育成に努めます。また、地域福祉推進員の認知度向上に努め、その役割をより明確化します。

【現状と課題】

① 地域福祉推進員の認知度向上

市民アンケート調査結果から、「地域福祉推進員について全く知らなかった」が約4割（38.8%）となっており、様々な機会や媒体をとおして地域福祉推進員の周知やその役割の明確化が必要です。

② ボランティア活動の参加状況

市民アンケート調査結果から、「参加したことがない」（36.4%）と「ボランティアには、興味がない」（2.0%）の合計が約4割（38.4%）となっています。より多くの市民がボランティア活動に参加するために、活動内容の周知やボランティア活動についての周知・啓発が必要です。

【今後の方向性】

- ・ ボランティアセンターの機能を強化していきます
- ・ 誰でも参加しやすいボランティア活動を推進します
- ・ まちづくり協議会等との連携を強化します
- ・ 地域福祉リーダー（地域の核となる人材）を育成します

【行政の役割】

<ul style="list-style-type: none"> •引き続き世代間交流体験活動に対する補助を行い、継続的な活動の実施を支援します。また、子ども会活動や学校支援地域ボランティア事業を支援し、子どもと地域と連携を深めます。
<ul style="list-style-type: none"> •学校支援地域ボランティア事業の支援や親育て講座の開催、家庭教育学級開催の支援を行います。
<ul style="list-style-type: none"> •年代を問わず多くの人に参加できるように出前講座の内容を充実させます。
<ul style="list-style-type: none"> •まちづくり協議会で、学校と地域が連携した取組を行います。また、学校支援地域ボランティア事業の継続や福祉教育に関わるボランティアの育成に努めます。

【社協の役割】

<ul style="list-style-type: none"> •ボランティア活動の拠点としてボランティアセンターの強化を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> •ボランティア養成講座や学習会を行い、ボランティアリーダーの育成や新しいボランティア活動につなげます。
<ul style="list-style-type: none"> •誰でも、何時でも気軽にボランティアが出来るようなボランティア環境を整えます。
<ul style="list-style-type: none"> •まちづくり協議会との連携・調整を行い、より良い体制づくりを目指します。
<ul style="list-style-type: none"> •地域福祉推進員の役割を明確化と活動内容の理解を求め、地域のリーダー的存在として、地域で位置づけられるよう支援します。

【地域の役割】

<ul style="list-style-type: none"> •地域福祉推進会議に積極的に参加、協力します。
<ul style="list-style-type: none"> •地域福祉推進員を地域福祉リーダーと位置付け、住民に周知すると共に、地域で活動しやすい体制づくりに努めます。
<ul style="list-style-type: none"> •ボランティアに関する情報などの広報に協力します。
<ul style="list-style-type: none"> •ボランティアが活動しやすい環境づくりに努めます。

(2) 思いやりを育む福祉教育の推進

地域福祉を進めていく上で、相互扶助の意識、相手の立場を尊重する気持ちはとても大切なことです。

本市では、学校支援地域ボランティア事業や自治会やまちづくり協議会で行われている世代間交流事業をとおして、地域との関わりを積極的に持ち、地域の人と触れ合いながら、お互いを敬い、家族そして地域を大切にできるような心を育む福祉教育を推進しています。

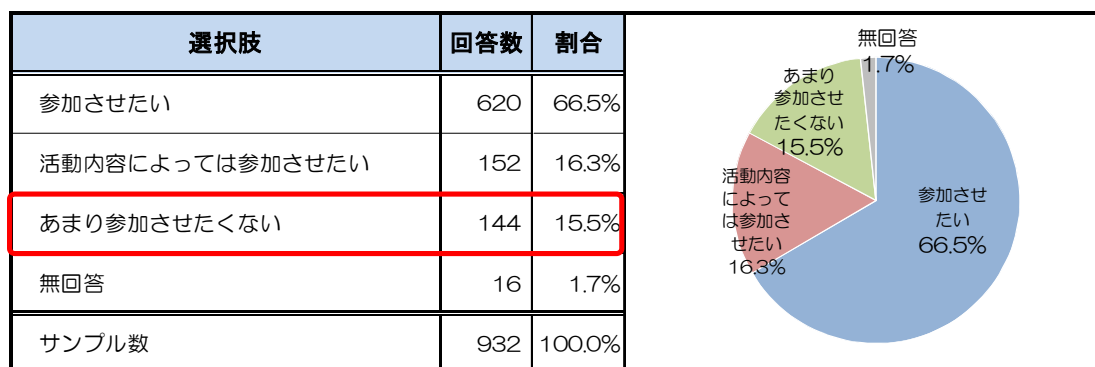
【現状と課題】

① 地域活動への参加促進

子どもの貧困対策推進計画に係る保護者用アンケート調査結果では、地域活動に「あまり参加させたくない」と回答した割合が15.5%となっています。

福祉教育の推進に向けて、地域活動への参加はとても重要であることから、より多くの子どもの参加のために周知・啓発の推進が必要です。

【地域活動への参加意向】



② 地域行事活性化への支援

地域福祉推進会議でのワークショップの結果から、「地域行事の活性化」を努力目標に掲げた自治会が24自治会あり、項目別で3番目に多くなっています。活性化に向けた様々な支援が必要です。

【今後の方向性】

- ・「福祉の心を育む」活動を推進します
- ・「地域の子どもを地域で育てる」活動を推進します

【行政の役割】

- | |
|--|
| ・市民団体活動支援のために、今後も利用しやすい市民活動支援センターの整備を行い、利用促進を行います。 |
| ・自分たちの地域は自分たちで守るという意識の醸成に努め、ボランティアの輪が広がるよう推進します。 |
| ・各まちづくり協議会の中の福祉部門の組織と4中学校区で開催している既存の「地域福祉推進会議」とを連携させ地域福祉の強化につなげるよう推進します。 |
| ・地域福祉推進員の役割を周知し、各自治会での地域福祉推進活動への促進を進めていきます。 |

【社協の役割】

- | |
|---|
| ・学校側への働きかけやPRを行い、「福祉教育」をさらに充実していきます。 |
| ・「地域支え合い事業」での世代間交流、子育て支援との交流、地域毎の伝統行事や郷土芸能の伝承活動など地域の活動の把握に努め、積極的に支援します。 |
| ・年間を通じてボランティア体験できる体制を整備し、ボランティア意識の向上に努めます。 |

【地域の役割】

- | |
|-------------------------------|
| ・学校教育活動を通じて子どもの福祉教育に関わっていきます。 |
| ・地域の子どもの顔が見える世代間交流を進めていきます。 |

基本目標Ⅲ お互いに支え合う地域づくり

(1) お互いに支え合う活動の活性化

福祉サービスに対するニーズが多様化する中で、地域の中にある社会資源を活用した既存の枠にとらわれないサービスの充実が求められています。

また、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生じ、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることがないように、経済的に困窮している家庭の子どもに対して、地域、学校、関係機関が連携して支援を行う必要があります。

今後もますます多様化する生活課題に対応していくためにも、さらなる連携強化、支援体制の強化を推進します。

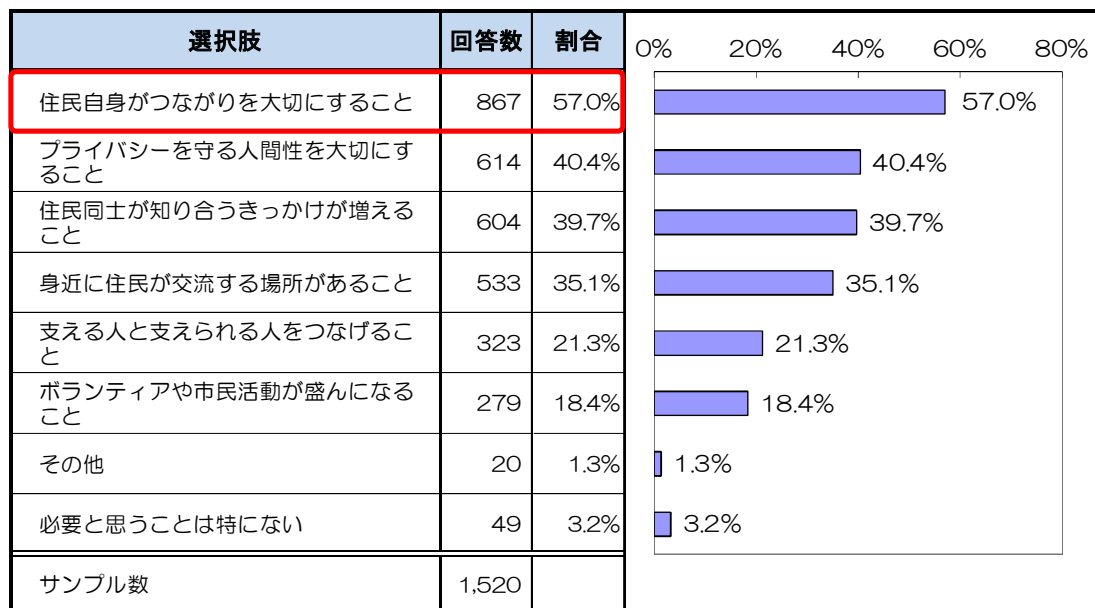
【現状と課題】

① 住民間の連携強化

市民アンケート調査結果から、住民同士が支え合うために必要なこととして、「住民自身がつながりを大切にすること」の割合が最も高く約8割となっています。

住民間の連携強化のために、様々な支援が必要です。

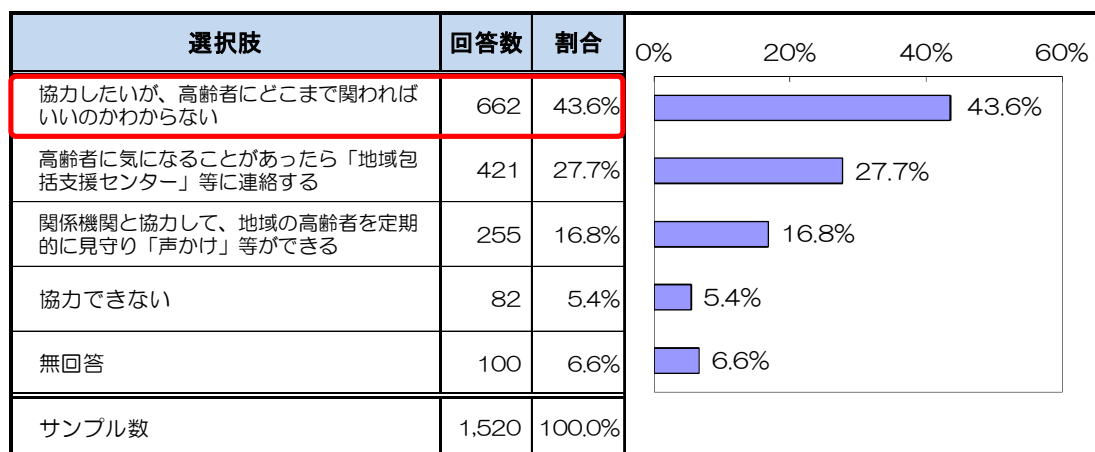
【支え合うために必要なこと】



② 高齢者見守りネットワーク構築に向けた課題

市民アンケート調査結果から、高齢者見守りネットワークを構築した場合、「協力したいが、どこまで関わればいいのかわからない」が43.6%と最も多くなっています。ネットワーク構築に向けた活動内容の周知や実施体制の整備が必要です。

【高齢者見守りネットワーク構築の際の協力意向】



③ 地域支え合い事業の活性化

地域福祉推進会議でのワークショップの結果から、「地域支え合い事業の活性化」を地域課題に挙げた自治会は13自治会となっています。事業活性化に向けた様々な支援が必要です。

【今後の方向性】

- ・ 地域見守りネットワークを充実させます
- ・ 地域支え合い事業をさらに拡充します
- ・ 子育てネットワークを推進します
- ・ 子どもの貧困対策を推進します
- ・ つながりをお大切にした安心して暮らせる地域づくりを推進します

【行政の役割】

<ul style="list-style-type: none"> ・現状の地域での見守りネットワーク体制づくりを検討し、要支援者への必要な福祉サービスにつなげるよう推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い事業の全自治会実施を目標とし、事業について地域住民への広く周知するとともに地域住民で支え合う相互扶助の体制の確立を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困対策推進のために、関係機関等と連携・協働し支援体制の整備を行うとともに、コーディネーター等人材育成を行い、実効性のある事業を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・「えびの市自殺対策行動計画」に基づく様々な施策を通して、つながりを大切にしながら安心して暮らせる地域づくりを推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症への理解者を増やしていく取組とともに、地域性も考慮しながら、誰もが住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けていける地域づくりを推進していきます。また、認知症高齢者等やその家族の支援を目的とした事業展開を図るとともに、認知症の人を介護する方が様態に応じて必要とする社会資源や情報をわかりやすくまとめた認知症ケアパスの作成及び活用啓発を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿作成や地域の見守りに必要とする住民名簿については個人情報の取扱いに考慮し、情報提供については検討していきます。

【社協の役割】

<ul style="list-style-type: none"> ・地域に対し、地域見守りネットワークの実践に向けた支援及び必要性などについて学習する機会を設け、地域主体の見守り活動が円滑に進むよう支援します。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い事業の市内全域への拡充を目指し、誰もが参加したくなるような魅力ある内容を企画し、地域住民主体で運営されるよう支援します。
<ul style="list-style-type: none"> ・各まちづくり協議会の中の福祉部門の組織と4中学校区で開催している既存の「地域福祉推進会議」とを連携させ地域福祉の強化につなげるよう推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーサポートセンター事業の「お願い会員」のニーズに対応出来るよう「お助け会員」の養成と研修を行い、会員を増やし、安定した預かり体制を整備します。

【地域の役割】

<ul style="list-style-type: none"> ・地域見守りネットワークを活用し、社会福祉施設とも連携して高齢者や障害者などの普段の見守りを行います。
<ul style="list-style-type: none"> ・孤立しがちな高齢者や障害者の閉じこもりを予防するため、地域のサロン活動や見守り活動、交流活動を実施していきます。

(2) 地域住民の交流促進

少子高齢化の進行や核家族の増加の状況で、地域の中で社会との交流が少なくなり孤独を感じる人も少なくありません。実際、ひとり暮らしの高齢者も増えており、子どもと高齢者が交流する機会も減ってきています。

また、子育てに関し、相談する人が身近になく、不安を抱えながら生活している親たちもいます。

子どもが生まれ、育つ場としての地域がその機能を十分に発揮し、次世代を育む場として地域社会の再生を図るためにも、人と人、人と地域とのかかわりを重視する取組を推進します。

【現状と課題】

① 地域活動の認知度向上

市民アンケート調査結果から、地域活動の認知度について、「敬老会」は69.0%で最も多く、次いで、「高齢者クラブの活動」の52.7%、「育成会の行事」の51.6%の順となっています。より多くの住民が地域活動へ参加するために、開催日時や活動内容の周知が必要です。

【地域活動の認知度】

選択肢	回答数	割合	0%	20%	40%	60%	80%	100%
敬老会	1,049	69.0%						
高齢者クラブの活動	801	52.7%						
育成会の行事	785	51.6%						
美化活動	636	41.8%						
婦人会の活動	498	32.8%						
地域支え合い事業	472	31.1%						
花見	371	24.4%						
地区の運動会	313	20.6%						
防災訓練	291	19.1%						
伝統行事	278	18.3%						
世代間交流会	229	15.1%						
小菜園事業	112	7.4%						
その他	65	4.3%						
サンプル数	1,520							

【今後の方向性】

- 世代間交流事業を拡充させます
- 様々な地域行事の実施と参加促進を図ります

【行政の役割】

- 今後全地区でのまちづくり協議会の設立を提案し、地域活性化に向けた活動への支援を行っていきます。また、継続的に「地域福祉推進大会」等、地域住民が身近に地域福祉について考えていく場を設けるなど地域活動の活性化に向けて社会福祉協議会、関係団体と連携していきます。
- 今後、さらに学校との連携を密にし、地域と学校との関わりを深めていきます。また、学校支援地域ボランティアの活動支援を継続します。
- 引き続き世代間交流体験活動に対する補助を行い、継続的な活動の実施を支援し、より多くの自治会での実施を推進します。
- 平日は、仕事で参加できない住民も休日に参加できるように、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

【社協の役割】

- 地域住民と地域の様々な団体との連携を進め、住民が広く参加できるイベントや地域行事の開催を支援します。
- 地域の活動を支える担い手確保のため、福祉施設やボランティア団体などとの連携のほか、地域住民に対し様々な啓発や情報提供を行います。

【地域の役割】

- 地域住民や様々な団体がより広く参加できるイベント、地域行事の開催に努めます。
- 地域住民に地域の行事や活動への参加を呼びかけます。

基本目標Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり

(1) 地域の防災・防犯への連携強化

地震や風水害などの災害発生時には地域での支え合いが重要となります。本市においては、地域住民の防災に対する関心が高まっており、自治会単位で自主的に防災訓練を実施する数も年々増加しています。

また、ひとり暮らしの高齢者や障害者などの配慮が必要な人で、自ら避難することが困難な在宅の要支援者に対して避難支援協力員を配置し、災害時やそのおそれがある時に、適切に避難誘導などを行うことができる体制を整備しています。

今後も、「地域住民の相互扶助の関係づくり」のための様々な支援を行います。

【現状と課題】

① 災害時に必要な支援や制度

市民アンケート調査結果から、災害時に必要と思う支援・制度については、「物資の備蓄・提供」、「避難場所の環境整備」、「住居の確保」が挙げられています。

また、市に期待することとして、「避難場所の再検討」、「情報提供」、「防災無線の改善」が挙げられています。

災害に対する様々な備えが必要です。

【災害時に必要な制度・支援について】

必要と思う支援・制度	件数	市に期待すること	件数
物資の備蓄・提供	57件	避難場所の再検討	81件
避難場所の環境整備	21件	情報提供	53件
住居の確保	14件	防災無線の改善	37件
情報提供	9件	要支援者対策	29件
-	-	迅速な対応	28件
-	-	物資の提供	23件

② 避難行動要支援者対策の強化

市民アンケート調査結果から、要支援者を把握していない避難支援協力員は約5割となっています。また、地域福祉推進会議でのアンケート調査結果から、約3割が「ほとんどの協力員が要支援者を把握していないと思う」と回答しています。

災害時に備えた要支援者対策の体制強化が必要です。

【今後の方向性】

- 自主防災組織の確立を目指します
- 地区防災計画の作成、実践を支援します
- 避難行動要支援者への取組を推進します
- 地域防犯活動を推進します

【行政の役割】

- 自治会単位での自主防災組織やまちづくり協議会における防災に関する活動や組織強化を支援します。
- 自治会で防災訓練を実施する際など、関係機関の協力を得ながら実施します。
- 要支援者と避難支援協力員との意思疎通を強化し、災害時にスムーズな避難行動が行えるように活動を支援します。
- 各自治会の実態に沿った形で、平常時からの見守りを含めた防犯体制づくりの支援を行います。
- 地域福祉支援システムの的確な情報の更新を行いながら、災害時等における地域での救援体制の確立を図ります。また、地域福祉支援システムの効果的な運用を行い、要支援者について各自治会と行政が情報を共有し役割分担等を明確化します。

【社協の役割】

- 自主防災組織の確立に向けて、福祉マップや防災マップなどの作成を指導及び支援を行うと共に地域防災ボランティアの育成に努めます。
- 地域の防犯体制の充実や住民一人ひとりの防犯に関する意識の高揚を図るため、地域支え合い事業開催時などに学習する機会を設けます。
- 地域での要支援者の情報把握・安否確認の体制づくりを支援します。
- 防災ボランティアの養成を日常的に行います。

【地域の役割】

- 防災訓練を定期的に行い、住民の防災に対する意識を高めると共に、実際に避難訓練を行うことで、近隣が互いに支え合う絆を再確認し、被災に対する不安を取り除くことで安心して生活できるようにします。
- 皆の関心が高い防災訓練などを通じ、自治会未加入者にも積極的に参加を呼びかけ、地域が一体となるように住民相互の共助の輪を広げていきます。
- 地域での犯罪を未然に防ぐため、地域での見回りや子どもの登下校時の見守りなど、日頃からお互いの顔が見える関係づくりに努めます。
- 避難行動要支援者情報の把握と情報の適切な活用にも努めます。

(2) みんなで支える健康づくりの推進

健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間である健康寿命の延伸を、市全体で推進していくことは、とても重要です。本市では、「第2次健康日本21えびの市計画」に基づいて、様々な事業・取組を推進しています。

また、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が増加傾向にある状況で、高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりや社会参加を推進することも非常に重要です。

生涯を通じた健康づくりのための様々な取組を支援します。

【現状と課題】

① 健康づくりの推進

市民アンケート調査結果から、毎日の暮らしの中での悩みや不安な点として、「自分の健康」、「家族の健康」と回答した割合が高く5割を超えています。健康寿命の延伸のための様々な事業・取組の推進が求められます。

【日常生活での悩みや不安な点】

選択肢	回答数	割合	0%	20%	40%	60%	80%	
自分の健康	888	58.4%						58.4%
家族の健康	868	57.1%						57.1%
地震・台風などの災害時に関すること	529	34.8%						34.8%
経済的なことに関すること	518	34.1%						34.1%
介護に関すること	452	29.7%						29.7%
家族のライフイベント（進学、就職、結婚など）に関すること	199	13.1%						13.1%
交通機関などの移動手段に関すること	150	9.9%						9.9%
近所との関係	134	8.8%						8.8%
育児に関すること	103	6.8%						6.8%
親族とのトラブル	62	4.1%						4.1%
その他	23	1.5%						1.5%
特にない	175	11.5%						11.5%
サンプル数	1,520							

【今後の方向性】

- 「第2次健康日本21えびの市計画」の取組を推進します
- 高齢者の生きがいと社会参加を促進します

【行政の役割】

- 「第2次健康日本21えびの市計画」の取組を推進するとともに、生活習慣病発症予防及び重症化予防のための取組と個別での事後フォローの充実に重点を置いて取り組んでいきます。
- 「なぜ、運動が必要か」についてのメカニズムの理解を健診結果説明会等の場で説明し、運動の動機づけができるよう取り組んでいきます。
- 「いきいき百歳体操」をすべての自治会に充実させ、運動だけでなく各自治会の実情にあった地域の支え合いの拠点となるよう推進していきます。
- 健康づくりリーダー育成という形ではなく、地域福祉推進員が健診や健康づくりについての理解を深めていただくための健康教育等を継続して取り組みます。
- 体力測定などを積極的に取り組みます。
- 「総合型地域スポーツクラブ」と連携し、スポーツ教室などを開設しながら、高齢者の健康増進を図ります。
- 高齢者が社会の重要な一員として地域の中で生きがいを持って活躍できるような環境づくりに努めます。

【社協の役割】

- 市保健師と連携した地域の健康づくり事業を展開し、地域福祉と健康づくりが一体となった各種講座や学習会を開催します。
- 地域支え合い事業などを通じて、地域住民の健康づくりのための支援を行います。

【地域の役割】

- 自分の健康、家族の健康に関心を持ち、健康教室や出前講座などに積極的に参加します。
- 定期的に健康診断を受診します。
- 地域ぐるみで「いきいき百歳体操」を推進します。
- 「心の健康づくり」に関心を持ち、理解を深めていきます
- 高齢者の社会参加に関する情報を積極的に発信します。

第6章 計画の推進

1 推進体制

地域に潜在している多様な福祉ニーズに対応していくためには、地域住民が主体となり行政と連携していくことが必要です。住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らし続けられる地域にするため、地域住民をはじめ、民生委員児童委員、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、学校、市役所などの行政機関、社会福祉協議会、地域福祉推進会議などがそれぞれの役割を担い、協働と連携によって着実に推進していきます。

(1) 市民・地域住民の役割

市民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域社会の構成員のひとりであることを自覚することが大切です。困ったことがあれば、支援を求め合える・支え合える地域関係をつくっていくため、地域社会の構成員のひとりとして、あいさつや隣近所への声かけ、ちょっとした手伝いなど自分がすぐにでも取り組めることから始め、各種研修や講座、地域での集まり、地域活動、ボランティア活動などへ積極的に参加するなど、地域福祉活動へつながる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

(2) 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、民生委員法により「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」とされ、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供などを基本として地域住民が自立し、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしてきました。今後も地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手の一人となることが期待されています。また、虐待や暴力などの問題をはじめ、現在の公的な制度では対応が困難な問題を抱えている人を早期発見し、相談・支援へとつなぐ、より地域に密着した身近な地域福祉の担い手としても期待されています。

(3) 自治会の役割

地域福祉を推進していく上で、地域の防災・防犯活動や住民相互の親睦を深める交流活動などについては、自治会の役割がより一層重要となっています。また、住民自ら策定した各自治会の「地域福祉活動計画」を確実に推進することにより、安全で住みやすく、魅力あふれる地域づくりに取り組むことが期待されています。

(4) ボランティア・NPOの役割

ボランティア・NPOは、市民に最も身近な団体であり、市民が活動への第一歩を踏み出すためのきっかけを提供する団体として期待されます。また、地域で様々な福祉活動を行っている団体と連携を図り、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、地域の福祉ニーズへの対応を図る活動団体としての役割が期待されています。

(5) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、福祉サービス提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携などに取り組むことが求められています。また、福祉施設などでは、施設や施設利用者と地域との距離がより縮まるよう、積極的な情報発信を行なうと共に、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されています。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している社会貢献事業のさらなる充実や新しいサービスの創出を図ると共に、地域の一員として地域活動へ参加し、より一層の交流や相互の理解が深まることが望まれます。

(6) 行政の役割

地域福祉の推進にあたっては、地域住民や関係団体などの自主的な取り組みが重要な役割を担います。そして行政は住民福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。地域住民や関係団体などの自主的な取り組みを様々な形で支援するため、民生委員児童委員、NPO、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、地域福祉推進会議などのそれぞれの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行っていくことが必要となります。また、社会環境の変化に伴い福祉ニーズも急激に変化してきていることから、それらに対応しつつ、施策の狭間にある福祉課題へ対応するため、高齢者施策や障害者施策など、各部門施策間の整合性を高め、福祉施策全体としてより効果が見込めるよう、協働を基盤とする庁内の連携体制を構築することが重要となっています。

(7) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられています。そのため、行政と協働して本計画の推進役を担うと共に、その推進において地域住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されています。この計画における具体的な活動として、本計画に示す取り組みの推進と共に自治会、NPO、ボランティア、福祉関係団体などとの意見交換を通して地域の課題や情報を把握し、地域における福祉サービスの拠点としての役割を果たすことが重要となっています。

(8) 地域福祉推進会議の役割

市内4中学校区ごとの地域福祉推進会議は、それぞれの地域ごとの現状と福祉課題を把握し共有することに取り組んできました。会議の中では、地域住民の視点から地域の福祉課題について意見交換を行い、様々な課題の解決に向けて住民主体で実行できる具体策を掲げ、本計画に盛り込んでいます。今後も計画の進行における評価・検証を行い、多様化する福祉ニーズを的確に捉え、解決に向けた活動を推進していくことが求められています。

2 計画の進行管理

(1) 評価・検証

「地域福祉計画事業推進庁内検討会議」を中心に、毎年度その進捗状況を把握すると共に、常に住民の視点から地域福祉を推進するために、中学校区ごとに年3回開催される「地域福祉推進会議」で評価をしていただくものとします。

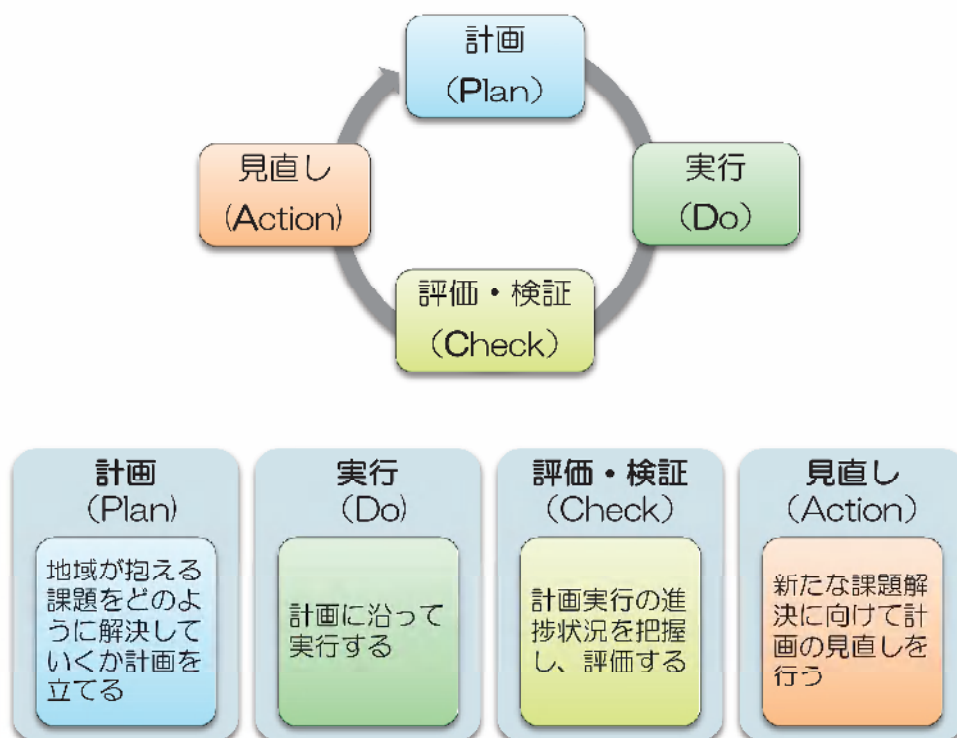
また、出前講座等で計画内容の説明を行うよう努め、必要に応じてアンケート調査を実施し、地域福祉施策や事業に対する住民ニーズを把握し、計画の評価・検証を行います。

(2) 評価・検証結果の周知

計画の進捗状況や評価・検証した結果については、「広報えびの」や「社協だより」、ホームページなどで公表していきます。

(3) PDCAサイクルによる計画の推進

地域福祉は、計画を策定（Plan）したら終わりではなく、実行（Do）し、評価・検証（Check）を行い、新たな課題の解決に向けて計画の見直し（Action）を行うことが重要であり、本市においては社会福祉協議会との連携をはじめ、地域福祉推進会議による地域の生活課題の把握や解決に向けての取り組み、地域の目標の検討など、地域住民主体の地域独自の計画づくりにまで発展できるよう、地域福祉活動の継続に向けた支援を行います。



第7章 地域福祉活動計画

飯野地区

みんなが主役
“きばっと” 安心安全なまち飯野

災害に強い安心安全なまちづくり

安心・安全な生活環境づくり

ふれあい・支え合い活気に満ちたまちづくり

地域の元気づくり

地域での見守り体制の充実

地域がつながる体制づくり

堀浦自治会

総人口 281人
65歳以上 116人 (41.3%)
18歳未満 20人 (7.1%)
(平成28年4月1日現在)

子どもから高齢者まで安心して暮らせる堀浦！

【定期的な防災訓練の実施】

災害時の行動周知。避難方法の内容を明文化し周知する。

【特定健診受診率の向上を目指す】

特定健診受診率30%を目指す。

市の保健師による講話や出前講座を利用して健診受診の啓発を行う。

【協力員の理解や認識の向上を図る】

要支援者と協力員名簿の見直し。要支援者と協力員には、災害時の避難方法などの具体的な行動内容を周知する。

【安心安全な地域づくり】

日頃の地域住民への声かけ。交流の場づくり。若者が定住できるような環境づくり。

上大河平自治会

総人口 324人
65歳以上 151人 (46.6%)
18歳未満 20人 (6.2%)
(平成28年4月1日現在)

協働・共生・交流で心も癒せるふるさとづくり

【定期的な防災訓練】

大河平と鍋倉、交互に実施。訓練不参加者への対応。

【健康づくり、受診率向上をはかる（広報）】

対象者に対し毎月受診啓発を自治会の広報紙（お知らせ）で行う。

【「訪問販売」、「おれおれサギ」の対応策】

各家庭に「訪問販売お断り」のラベルを配布。近所の見守り、声かけ（五人組・小組）

下大河平自治会

総人口 485人
 65歳以上 226人 (46.6%)
 18歳未満 33人 (6.8%)
 (平成28年4月1日現在)

健康で安心・安全な地域づくり

【健康づくり体操・運動】

自治会員総参加のグラウンドゴルフ大会を行い、年2回の開催を目指す。

【地域見守りネットワーク】

見守り体制等は今後も継続。
 自治会長→民生委員→地域福祉推進員等で連絡体制を行う。

【協力員】

協力員となった人には担当する要支援者と支援内容を周知する。

【要支援者支援計画】

要支援者と協力員との再確認。危険箇所、避難場所等の再確認。

【受診率アップ】

特定健診率30%を目指す。回覧板等を利用して対象者の受診率アップを目指す。

杉水流自治会

総人口 257人
 65歳以上 105人 (40.9%)
 18歳未満 33人 (12.8%)
 (平成28年4月1日現在)

自治会員が積極的に参加できる地域づくり

【地域見守り体制づくり】

各班ごとに見守りの体制をつくる。認知症の方へのサポート（1人暮らし、老夫婦）

【防火、防災訓練】

各班ごとに誘導責任者を決め避難体制をつくる。

【異世代交流（自治会全体）】

高齢者と子どもの交流会などをする。

五日市自治会

総人口 245人
65歳以上 103人 (42.0%)
18歳未満 37人 (15.1%)
(平成28年4月1日現在)

地域住民の見守りで安心安全な五日市

【地域見守りネットワークづくり】

要支援者名簿作成。見守り対象者の確認（70歳以上の方、一人暮らしの方）

【住民参加で行事を盛り上げる】

自治会の諸行事に参加が増えるように呼びかけをする。

東原田自治会

総人口 420人
65歳以上 163人 (38.8%)
18歳未満 63人 (15.0%)
(平成28年4月1日現在)

老後を安心して生活できるような地域

【住民参加】

自治会活動への参加啓発。

【防災体制の強化】

避難支援協力員の確認。防災マップの作成。防災対策の充実を図る。

【未加入者の推進強化】

未加入世帯への訪問、呼びかけ。

【買物】

男性のボランティア支援。車に乗れない一人暮らしの買物支援。

【ゴミ】

ゴミ収集所の徹底管理。

【地域での見守り体制の充実】

地域での見守り体制の充実。

【地域がつながる体制づくり】

地域がつながる体制づくり。

麓自治会

総人口 1213人
 65歳以上 346人 (28.5%)
 18歳未満 245人 (20.2%)
 (平成28年4月1日現在)

住んでよかったと思える地域づくり

【子どもの見守りあいさつ運動とお隣さん声かけ運動の実施】

組織体制を充実させ地域の輪を作り、明るい地域の活性化を目標とする。

【郷土芸能（輪太鼓）や伝統行事（竹はしらかし、十五夜）を世代間で継承】

各種行事ごとに住民参加を呼びかける。

【防災意識の向上と定期的な訓練】

災害時の連絡体制の見直し。避難・図上訓練の実施。協力員の声かけの再確認。

町自治会

総人口 760人
 65歳以上 171人 (22.5%)
 18歳未満 150人 (19.7%)
 (平成28年4月1日現在)

住民が協力し合える町自治会

【要支援者支援体制の整備】

要支援者・協力者の名簿や地図を活用した要支援者支援体制の整備。

【ゴミステーションの持込指導】

班長を中心として、分別チラシの配布・ステーションへの持込指導を実施。

【諸行事への参加要請】

行事参加を繰り返し呼びかける。

【住民同志（子どもを含む）の声かけ・あいさつ励行】

高齢者や子どもに対する声かけ。

坂元自治会

総人口 430人
65歳以上 151人 (35.1%)
18歳未満 55人 (12.8%)
(平成28年4月1日現在)

明るく楽しい地域づくり

【地域支え合い事業】

毎月の開催を目指す。百歳体操の参加を促す（特に一人暮らしの方）

【地域福祉の勉強会】

認知症、介護、救命訓練の開催。年1回を目標に専門講師を招いて勉強会を実施。

【防災対策】

防災マップの説明会を開催し、避難所などを周知する。協力員・要支援者の周知。

【地域交流】

グラウンドゴルフ大会を開催し、自治会員相互の親睦を図る。地域の行事への参加を増やす。

【子ども見守り】

子どもたちへの声かけ、登校の見守り。

前田自治会

総人口 318人
65歳以上 123人 (38.7%)
18歳未満 28人 (8.8%)
(平成28年4月1日現在)

みんなが主役！！“きばっど！！” 安心安全なまち前田

【住民参加の促進】

住民参加の促進。

【要支援者対策の強化】

認知症の研修会を年1回開催。

【安心安全な生活環境づくり】

安心安全な生活環境づくり。

【避難行動要支援者対策】

避難行動要支援者対策。

【地域支え合い事業の継続】

地域支え合い事業の継続。

【子どもの見守り支援の推進】

子どもの見守り支援の推進。

芋畑自治会

総人口 182人
 65歳以上 92人 (50.5%)
 18歳未満 15人 (8.2%)
 (平成28年4月1日現在)

笑顔で挨拶明るい地域芋畑

【高齢者支援】

1人住いの人へ声かけ。若者のボランティアを募る。

【住民参加】

気楽に参加できるイベントの開催。

【防災体制】

基地・防災対策課を呼び防災訓練。

【ボランティア】

ボランティア会員の交流会。研修会等にも若者に参加してもらう。

大明司自治会

総人口 466人
 65歳以上 204人 (43.8%)
 18歳未満 38人 (8.2%)
 (平成28年4月1日現在)

もっと知ろう 我が地域、我が故郷

【防災】

避難場所の確認。定期的な訓練。

【健康づくり】

百歳体操。その他行事にて親睦を図る。

【地域支え合い事業】

地域支え合い事業の継続。

【環境美化】

ごみ分別。花いっぱい運動。

【情報紙】

我が地域の情報を回覧を通じて自治会員へ（毎月）

【公民館建築】

公民館建築。

山内自治会

総人口 152人
65歳以上 59人 (38.8%)
18歳未満 17人 (11.2%)
(平成28年4月1日現在)

(100歳) いつまでも元気で楽しく集える山内地区

【健康づくり・体操】

グラウンドゴルフ、百歳体操、ウォーキングに参加しよう。

【年間行事の実施】

四季おりおりの季節を味わえるそば打ち、花見、お月見などを催す。
案山子作り（自治会員により）、門松作り、生花作り。

駅前自治会

総人口 789人
65歳以上 277人 (35.1%)
18歳未満 117人 (14.8%)
(平成28年4月1日現在)

笑いの絶えない駅前自治会

【地域での高齢者・子どもの見守り体制の充実をはかる】

見守り隊の強化。70歳以上の一人暮らしの方のデータ作成。

【自治会行事への参加を、地域住民へ呼びかけ、つながりを深める】

参加者を増やすため各班ノルマ制をとる見直し。

【災害に備え、安心安全なまちづくりを目指す】

年1回の消火訓練・避難訓練を行う。各家に消火栓の場所を書いた地図を配る。

【環境美化の推進をはかる】

ゴミのルール順守。花いっぱい運動に参加し、地域美化を推進。ゴミ出し援助。

中原田自治会

総人口 471人
65歳以上 162人 (34.4%)
18歳未満 57人 (12.1%)
(平成28年4月1日現在)

健康で安心安全な中原田

【百歳体操】

百歳体操への参加者の増加を目指す。

【特定健診受診率を高める】

自治会の集会等で受診要請及び自治会の情報紙による機会があるごとにPRする。

【行事】

地域での行事を増やして、参加人員の増加を目指す。

【防災対策】

避難訓練の実施。

上原田自治会

総人口 122人
65歳以上 63人 (51.6%)
18歳未満 9人 (7.4%)
(平成28年4月1日現在)

健康でおたがいの気持ちを育み生かす地域づくり

【住民参加】

若い人の参加を促す。

【子どもの身守充実】

子どもの見守りと声かけ。

【地域での見守り体制の充実】

福祉活動の組織づくり。

【受診率UP】

回覧板等を通じて健診受診を啓発する。呼びかけ。

【防災】

地域がつながる体制づくり。自治会の防災組織の立ち上げが必要。

【ゴミ出しボランティア】

ゴミ出しボランティアの育成。

【安心・安全な生活環境づくり】

安心・安全な生活環境づくり

【高齢者に対する支援の強化】

高齢者の見守り。若い人のボランティア参加を促す。

南原田自治会

総人口 954人
 65歳以上 383人 (40.1%)
 18歳未満 134人 (14.0%)
 (平成28年4月1日現在)

住んで良かったと思える南原田にしたい

【交流の場】

地域住民と子どもとの交流が少ないので、もっと交流の機会を増やす。

【災害時の避難対策】

災害時の避難対策。

【地域行事への行事の参加】

行事参加への呼びかけ。

【自治会加入促進】

自治会への加入の呼びかけ。

【各部活動への参加呼びかけ】

各部活動への参加呼びかけ。

高野自治会

総人口 61人
 65歳以上 24人 (39.3%)
 18歳未満 9人 (14.8%)
 (平成28年4月1日現在)

元気で明るく生涯現役

【健康づくり】

百歳体操をやりたい。グラウンドゴルフを開催。

【世代間交流】

餅つき（石臼・杵）、グラウンドゴルフを開催。自治会員全員に参加を募る。

【支え合いマップの把握】

一人暮らしの高齢者を対象に見守りの体制の整備と周知。

【地域支え合い事業の継続】

ボランティアの育成。利用者の増加を目指す。

【自治活動の継続】

今していることを継続する。

片馬場自治会

総人口 189人
65歳以上 1人 (0.5%)
18歳未満 75人 (39.7%)
(平成28年4月1日現在)

皆が安心して、協力できる活性化された地域づくり

【防災体制】

防災訓練や避難場所の把握。防災マップを世帯ごとに配る。

【自治会員の交流】

子どもたちの見守り、自治会員への声かけ。

上江地区

向こう三軒両隣り みんなで支えあう安心安全な「上江」

みんなで健康づくりに心がけましょう

定期的に避難訓練をしましょう

一人ひとりが地域のリーダー

地域の行事にこそって参加しましょう

声かけ見守りで安心安全

地域ぐるみで環境美化

笑顔であいさつをしましょう

井戸端会議を進めましょう

池島自治会

総人口 175人
65歳以上 79人 (45.1%)
18歳未満 18人 (10.3%)
(平成28年4月1日現在)

元気で楽しく暮らせる安全な池島

【百歳体操を出来るだけ長くつづける】

百歳体操に多くの高齢者の参加を呼び掛ける。

【環境美化】

自治会全体で花植え、公民館周辺の清掃（月1回）
自治会の役員たちが年数回、地区内を回って道路清掃を行う。

今西自治会

総人口 236人
65歳以上 88人 (37.3%)
18歳未満 30人 (12.7%)
(平成28年4月1日現在)

皆が健康でお互いに楽しく暮らせる今西

【健康づくり】

百歳体操を続ける。

【要支援者の方々への支援】

一人暮らしの高齢者を対象に声かけの実施、安否確認。買い物支援等を行う。

【防災体制】

防災体制の整備。

西上江自治会

総人口 232人
65歳以上 77人 (33.2%)
18歳未満 23人 (9.9%)
(平成28年4月1日現在)

明るい元気な西上江

【健康づくり】

健康講座の受講、百歳体操等への参加、呼びかけを行う。

【防災訓練】

若者と一緒に取り組み、避難訓練を実施。

【要支援者対策】

避難誘導、班ごとに支援について検討する。

中上江自治会

総人口 297人
65歳以上 126人 (42.4%)
18歳未満 26人 (8.8%)
(平成28年4月1日現在)

みんなに笑顔で あいさつをしましょう

【ゴミ出しルール違反のない中上江】

全自治会員に対し定期的に分別指導を行う。ゴミ分別の徹底。

【緊急時連絡体制の強化】

緊急時に備えて小グループ（各組）の連絡体制をつくる。

【健康診断の受診率向上】

特定健診受診対象者に対し受診を啓発し、受診率アップを目指す。

【見守りネットワーク】

地域支え合い事業のボランティア確保。一人暮らしの見守り。

【環境整備の強化・充実】

自治会員が生活しやすい環境整備の強化・充実。

上上江自治会

総人口 661人
65歳以上 218人 (33.0%)
18歳未満 86人 (13.0%)
(平成28年4月1日現在)

安心・安全・元気な上上江

【茶のん場】

近場で複数箇所、全員参加できる茶のん場を設ける。空き家の活用。

【見守り】

地域福祉推進員で地域を歩く。週1回、歩こう会をしながら見守り隊。

【百歳体操】

百歳体操を続ける。

【支え合い】

支え合い事業の継続。食は一番大事。

【行事の参加】

行事に参加する人は決まっているので、来ない人への呼びかけを何回もする。

【行事の開催】

2つの校区の行事の合同開催。

田代自治会

総人口 249人
65歳以上 118人 (47.4%)
18歳未満 23人 (9.2%)
(平成28年4月1日現在)

生涯！ 田代でよかった！

【道路と野山に花ずんばい運動】

年2回（4月・6月）自治会内全域・自治会員全員参加。ボランティアが中心となって実施。

【生き生き健康づくり】

公民館にてボランティアを中心に、認知症に関する勉強会を年6回開催。

【水、自然、環境を守る運動！】

全員参加を呼びかける。

出水自治会

総人口 198人
 65歳以上 78人 (39.4%)
 18歳未満 26人 (13.1%)
 (平成28年4月1日現在)

安心安全な出水

【定期的な防災訓練】

防災訓練講座・避難訓練・凶上訓練の実施。危険箇所の周知や対策。

【要支援者と協力員との連携及び防災訓練参加】

要支援者と協力員との連携及び防災訓練参加。

【健康づくり】

地域支え合い事業及び百歳体操への参加促進。

【耕作放棄地の排除】

中山間事業加入者を中心に若い世代で農地を守っていける体制を整備する。

【出水の湧水を守る及び周辺緑化対策】

水資源の保全の意識づけ、池周辺の整備等の実施。

【児童生徒を育て守る】

自治会行事への参加促進、交流の場づくり (年3～4回程度)

末永自治会

総人口 216人
 65歳以上 105人 (48.6%)
 18歳未満 33人 (15.3%)
 (平成28年4月1日現在)

安心・安全で楽しい末永

【健康管理・受診率アップ】

市・保健センターの出前講座を開催 (年1回) 健康管理、受診率UPを図る。

【百歳体操】

それぞれの健康管理で病気にならない元気な体をつくる。

【見守りネットワーク】

要支援者を対象にネットワークを見直し整備する。年1回 (4月～5月) 声かけ運動。

【花いっぱい運動】

花を植えて自治会員・子どもの憩いの場所とする。田ノ神広場 (自治会員全員 春・秋)

白鳥自治会

総人口 374人
65歳以上 172人 (46.0%)
18歳未満 34人 (9.1%)
(平成28年4月1日現在)

地域福祉推進についてゼロからのスタート

【環境美化活動】

地域の環境美化活動。

【地域支え合い事業の継続と担い手の育成】

地域支え合い事業の継続と担い手の育成。

【世代間交流】

ソバ打ち・ソバの試食会の継続。

加久藤地区

声かけでみんなで作る
安心安全なまち加久藤^{かつ}

みんなで防災や防犯に取り組もう

みんなでふれあい交流を深めよう

みんなで地域づくりについて考えよう

高齢者の生活支援

地域での見守り

みんなで取り組む健康づくり

松原自治会

総人口 163人
65歳以上 60人 (36.8%)
18歳未満 15人 (9.2%)
(平成28年4月1日現在)

皆で助け合い明るい町づくりをめざす地域にしたい

【行事参加】

定期的な行事に会員（特に若い人）に積極的に参加してもらうよう呼びかける。

【声かけ運動】

向こう三軒両隣で声かけ運動。

【世代間交流を充実】

全員参加の話し合いを持つ。

【防災意識を高める】

避難訓練の実施。空き家等の除草対策。防災組織を作る。災害時の役割分担を決める。

【特定健診の受診率の向上】

市保健師による講話を実施。受診率アップを目指して、自治会独自の広報を作って配布。

前松原自治会

総人口 210人
65歳以上 75人 (35.7%)
18歳未満 35人 (16.7%)
(平成28年4月1日現在)

元気で、安心、安全な住み良い前松原

【住民に明るくすすんで声をかける】

何事も一声かけ運動。

【くらしのルールを守る】

くらしのルールを守る。

【防災対策】

定期的に防災訓練・防災教育をする。

麓自治会

総人口 306人
 65歳以上 107人 (35.0%)
 18歳未満 54人 (17.6%)
 (平成28年4月1日現在)

安心して暮らせる地域

【災害体制の確立及び継続】

防災訓練の実施。参加者の増加。危険箇所の看板設置し、住民へ周知。

【組織づくり強化】

婦人部・高齢者クラブへの参加と役員体制の確立。40、50代の方へ活動の継承。

【地域活動の充実】

見守り応援隊の充実。現在行っている活動の維持、継続する努力。

【世代間交流の充実】

自治会主催のイベントを開催（年3～4回）親睦を図る場とする。

中島自治会

総人口 842人
 65歳以上 305人 (36.2%)
 18歳未満 156人 (18.5%)
 (平成28年4月1日現在)

明るく元気な中島自治会

【住民参加の向上】

行事を増やす。参加の呼びかけ。未加入者への加入促進。

【要支援者対策】

ボランティアへの参加者を増やす。地域福祉推進員を4名増員。高齢者クラブへの加入呼びかけ。

【防災意識の向上】

防災訓練の実施、防災組織の強化。地域において見守り助け合い支援体制の充実化。

【担い手対策】

担い手の地域行事参加。

栗下自治会

総人口 380人
65歳以上 156人 (41.1%)
18歳未満 47人 (12.4%)
(平成28年4月1日現在)

安心・安全なまち栗下

【要支援者の把握】

要支援者の把握をして、情報共有を図る。

【協力員の把握】

協力員の把握をして、情報共有を図る。

【協力員の支援体制の整備】

協力員の支援体制を整える。

東長江浦下自治会

総人口 124人
65歳以上 77人 (62.1%)
18歳未満 5人 (4.0%)
(平成28年4月1日現在)

みんなの声かけで、安心安全な住みよい自治会

【防災訓練の実施と防災マップ作成】

避難経路や避難場所の把握。

【地域での見守り体制強化】

高齢者、独居、要支援者を把握できるようにし、見回り。

【住民の健康増進（百歳体操の継続）】

百歳体操等を続けられるように自治会員に連絡する。

【特定健診の啓発】

パンフレットを作成、会合等を通じて、受診を啓発する（毎年12月）

東長江浦上自治会

総人口 85人
 65歳以上 41人 (48.2%)
 18歳未満 6人 (7.1%)
 (平成28年4月1日現在)

声の掛け合える自治会

【地域住民の支え合い】

地域のみんなで協力し、年に何回か見回りを行う体制をつくる。

【健康診断】

回覧の回数を増やし、健康診断受診の啓発を行う。特定健診受診率 目標30%

【防災対策の強化】

防災対策の強化。

西長江浦下自治会

総人口 206人
 65歳以上 83人 (40.3%)
 18歳未満 27人 (13.1%)
 (平成28年4月1日現在)

安心して楽しく暮らせる地域づくり

【マップ作成】

防災マップを作成、全世帯へ配布。毎年1回再確認を行う。

【地域での見守り】

自治会内の要支援者や見守り体制に不備がないかなどを再確認する (毎年5月)

【自治会未加入者】

役員が未加入者宅を訪問し、自治会の行事や防災について理解をしてもらう (毎年3月)

西長江浦上自治会

総人口 148人
65歳以上 57人 (38.5%)
18歳未満 24人 (16.2%)
(平成28年4月1日現在)

安心して暮らせる地域

【マップ】

防災マップの作成。作成以降、定期的に図上訓練を行う。

【協力員の理解と認識】

定期的な要支援者と協力員名簿の確認。避難経路の検討。勉強会の実施。

【リーダー育成】

リーダー育成。

【移動手段の確保】

移動手段の確保（買物、病院等）

灰塚自治会

総人口 95人
65歳以上 34人 (35.8%)
18歳未満 17人 (17.9%)
(平成28年4月1日現在)

明るく健康、元気で長生き灰塚

【マップづくり】

防災マップの作成。全世帯へ配布。以降、定期的に再確認を行う。

永山自治会

総人口 544人
65歳以上 149人 (27.4%)
18歳未満 119人 (21.9%)
(平成28年4月1日現在)

声かけでみんなでつくる安心安全なまち永山

【避難行動要支援者と支援者の把握】

要支援者の名簿化。災害時での近所でリーダーを決める、グループを作る。

【防災訓練の実施】

防災訓練の実施。

大溝原自治会

総人口 202人
65歳以上 96人 (47.5%)
18歳未満 30人 (14.9%)
(平成28年4月1日現在)

笑顔で安心安全な地域づくり

【近所の方の声かけ 安否確認】

近所の方への声かけ。安否確認。

【地域の行事への参加】

地域の行事への参加。

【防災対策】

防災意識を高める。

【推進部 協力員の理解や認識】

災害時の避難支援を行う協力員の理解や認識を向上させるための勉強会を開催。

湯田自治会

総人口 195人
65歳以上 93人 (47.7%)
18歳未満 19人 (9.7%)
(平成28年4月1日現在)

みんなで元気で明るくふれあえる湯田

【子どもたちの居場所づくり（公園）】

子どもの運動場・公園の整備の検討。

【防犯対策（空家対策）】

空き家の見回り。講師を招いて悪徳商法等についての講話を実施。

【要支援者対策（移動、買物、病院等）】

移動・買物対策を検討する。

【ボランティア人材育成（協力者）】

ボランティア人材育成（協力者）

西郷自治会

総人口 326人
65歳以上 147人 (45.1%)
18歳未満 41人 (12.6%)
(平成28年4月1日現在)

みんなの声かけで、安心安全な住みよいまちづくり

【要支援対策（高齢者）の実施。（見守り、声かけ）】

対象者の確認。高齢者の見守り、声かけ。

【健康づくり運動の推進（健康講座）】

定期健診の講話など開催。健康体操の実施。健康推進運動の実施。

【防災対策の実施（防災講座の実施・防災体制の確立）】

防災講座・訓練の実施。防災活動の推進、連絡体制の周知。避難所の設置と周知。

東川北自治会

総人口 232人
65歳以上 118人 (50.9%)
18歳未満 20人 (8.6%)
(平成28年4月1日現在)

健康で安心して暮らせる地域

【要支援者の把握】

高齢者の一人暮らしを協力員が把握し役割をはたす。

【地域支え合い事業で男性の参加者を増やす】

利用者増を目指しての参加啓発、ボランティアへの参加協力を依頼。

【百歳体操】

百歳体操の男性の参加者を増やす。

【危険箇所の把握】

危険な区域（河川・崖）が多い。

【担い手の育成】

若い担い手を増やす。

榎田自治会

総人口 86人
65歳以上 39人 (45.3%)
18歳未満 10人 (11.6%)
(平成28年4月1日現在)

自治会員全員で協力して助け合う地域づくり

【毎年8月 ソーメン流し事業】

男女ボランティアで協力し合い自治会員をもてなす。

【毎年12月 世代間交流事業】

そば打ち、おでん等 男女ボランティアで作る自治会員をもてなす。

【小菜園事業（毎年4月～3月）】

世代間を超えて野菜作り。

【敬老会（毎年9月）】

手作りの心のもてなし、自治会員皆で祝う。

【ほうさんだんご作り（毎年4月）】

ボランティアでほうだんご作り。各家庭に30か所配る。ゴキブリを自治会より退治。

【声かけと見守り（年間）】

高齢者、一人暮らしを孤独にさせない。

【健康づくり（年間）】

百歳体操の推進。公民館に人を集めて交流会話。

牧の原自治会

総人口 95人
 65歳以上 44人 (46.3%)
 18歳未満 10人 (10.5%)
 (平成28年4月1日現在)

自治会員の相互協力による明るい地域づくり

【美化清掃】

全自治会員で自治会内の道路・水路等の除草等を行い、地域の美化に努める（5月、8月）

【敬老会】

婦人部の協力により、高齢者を招いて全自治会員でお祝いをする（9月）

【大日堂まつり】

婦人部で一年間の収穫に感謝しお祓い等を行い、酒を酌み交わし交流を図る（12月）

【十五夜まつり】

育成会・青壮年部 子どもたちの交流を図る。（9月、10月）

【そば打ち】

青壮年部 そば打ちを行い、75歳以上の高齢者へ配布する（12月）

尾八重野自治会

総人口 135人
 65歳以上 53人 (39.3%)
 18歳未満 15人 (11.1%)
 (平成28年4月1日現在)

みんなが楽しく暮らせる地域

【防災訓練】

自治会消防による災害発生の状況確認。
 部長から自治会長に状況の報告し、各班長は各当該班の安否確認。
 自治会は、災害救助及び支援を行う。

真幸地区

みんなで支え合う
しん しあわ
真の幸せまちづくり

みんなでふれあい交流を深めよう

みんなで取り組む健康づくり

みんなできれいなまちにしよう

みんなで災害に備えよう

お互いに支えあう地域見守り

地域で行う高齢者の生活支援

水流自治会

総人口 292人
 65歳以上 141人 (48.3%)
 18歳未満 21人 (7.2%)
 (平成28年4月1日現在)

隣人を気づかうことの出来る自治会を目指す

【防災対策】

市基地・防災対策課を交え、安全な避難場所を確保。

【高齢者対策】

高齢者対策。

【健康づくり】

百歳体操の場を利用して指導を行う。

南昌明寺自治会

総人口 255人
 65歳以上 138人 (54.1%)
 18歳未満 27人 (10.6%)
 (平成28年4月1日現在)

お互いに顔の見える健康で明るく安全な昌明寺

【定期的な避難訓練】

- ・毎年大雨による地すべりの予測される世帯を中心に。
- ①災害時の避難先、集合場所等を再確認。
- ②図上訓練を行い、みんなで確認する。
- ③一人暮らしの人のサポート体制の確認。
- ・避難訓練を年1回行う。
- ・特に大地震時の周辺状態の把握。
- ・災害時避難誘導を円滑にする体制づくり。
- ・避難情報伝達がスムーズに伝わる。

【交流やふれあいの場づくり】

自治会員全員参加できる行事をつくる。

【定期情報紙発行（公民館だよりの発行）】

毎月1～2回発行。自治会長文書と同時回覧、自治会情報の充実、自治会の問題点を記載。

【防災マップの周知】

防災マップの周知。

北昌明寺自治会

総人口 68人
65歳以上 40人 (58.8%)
18歳未満 8人 (11.8%)
(平成28年4月1日現在)

笑顔で元気に暮らせる北昌明寺

【健康診断の受診率アップ】

特定健診対象者に対し、受診啓発のための健康講座を開催する。

【ゴミの決まりの徹底】

ゴミステーションが常に清潔に保たれるよう、ゴミの分別や出し方について周知する。

【花いっぱい運動】

公民館や各家庭で花を植えるよう呼びかける。定期的に手入れや除草作業を行う。

東内豎自治会

総人口 170人
65歳以上 86人 (50.6%)
18歳未満 6人 (3.5%)
(平成28年4月1日現在)

笑顔で協力しあえる東内豎

【要支援者対策】

要支援者対策。

【ゴミの分別】

ゴミ出しルールの徹底。

【健康診断の受診率UP】

自治会の総会開催時、地域支え合い事業開催時、回覧文書などで健康診断受診の啓発。

中内豎自治会

総人口 122人
 65歳以上 61人 (50.0%)
 18歳未満 10人 (8.2%)
 (平成28年4月1日現在)

安心して暮せる中内豎

【世代間交流充実】

年1回(12月)自治会員全員を対象にしめ縄作り、そば打ちを実施。草刈り・清掃。

【出前講座】

年1回(7月)市の保健師を講師に迎え健康講座を開催、自治会員全員に参加を促す。

【防災意識の向上】

避難訓練等を年2回ぐらい実施。

【全員参加の地域活動】

世代間交流、作業等通じて全員参加の自治会活動を作り、周知を図る。

西内豎自治会

総人口 91人
 65歳以上 46人 (50.5%)
 18歳未満 13人 (14.3%)
 (平成28年4月1日現在)

地域での絆づくりを目指す西内豎

【交流】

自治会の行事等を行い、自治会員の交流の場を作り、地域の絆を深める。

【防災対策】

防災意識の向上。

溝ノ口自治会

総人口 56人
65歳以上 36人 (64.3%)
18歳未満 0人 (0.0%)
(平成28年4月1日現在)

一生 溝ノ口でよかった！

【健康講座】

特定健診受診の啓発。健康教室や出前講座を開催し、健康寿命延伸を目指す。

【ゴミのルール徹底】

住民一人ひとりがゴミのルール順守を心がけるように、意識づけを行う。

【見守りネットワーク】

日常の見守りが必要な方を把握し、日常的に見守りができる体制づくりを行う。

【花いっぱい運動】

自治会内に花を積極的に植えることにより、自治会内を花でいっぱいにする。

【交流やふれあいの場】

グラウンドゴルフ大会の継続。年2回（春・夏）全員参加。

【住民参加】

若い世帯の加入を促進し、興味を持ってもらえる行事を催し、参加を促す。

北岡松自治会

総人口 187人
 65歳以上 91人 (48.7%)
 18歳未満 11人 (5.9%)
 (平成28年4月1日現在)

みんなが健康で安心・安全な北岡松

【定期的な防災訓練】

自治会員全員を対象とした防災訓練を実施。危険箇所や避難場所・経路の確認。

【地域見守りネットワーク】

支援や手助けを必要としている人がいないか把握する。

【交流やふれあいの場】

困った時や手助けが必要な時に支えとなってもらえるよう、積極的な交流を図る。

【特定健診受診率】

受診対象者へ受診を働きかけて、受診率目標30%を目指す。

【住民参加】

自治会員の交流の場を増やし、世代間交流を図れる行事を増やす。

【担い手】

担い手は地域で研修して養成を行う。若者が地域に残れるような対策を検討する。

南岡松自治会

総人口 421人
65歳以上 182人 (43.2%)
18歳未満 38人 (9.0%)
(平成28年4月1日現在)

安全・安心な地域づくり

【定期的な防災訓練の実施（毎年10月実施）】

自治会にて、今後も定期的に防災訓練を実施予定。

【悪徳商法に関する講習会の開催】

高齢者を対象に、高齢者クラブの協力のもと悪徳商法に関する講習会を開催。

【正しいゴミの出し方と「ルール違反ゴミ0」の徹底】

班長を中心に、ゴミの分別方法や出し方を周知徹底する。

【健康づくりの推進（百歳体操の参加）】

百歳体操の参加。

【きれいな地域づくり（田の神通り・公民館）】

公民館の草取りに参加を促す。

【世代間交流事業の推進（子ども育成会との交流）】

子ども育成会との交流。

亀沢自治会

総人口 146人
65歳以上 55人 (37.7%)
18歳未満 18人 (12.3%)
(平成28年4月1日現在)

災害時の避難所の周知と地域福祉推進員の周知

【ゴミ捨て】

地域福祉推進員による高齢者を対象に分別、出し方の指導。当番制の導入。

【自治会加入】

特にアパート住民を対象に自治会長・班長が中心となり、加入への働きかけを行う。

【交流ふれあい】地域支え合い事業の継続

毎月第2金曜日、ボランティア婦人会の協力で、高齢者と食事・体操・ゲーム等を行う。

【福祉推進部員の周知】

公民館や亀沢温泉での年間行事の張り出しや回覧板を通して周知を図る。

【公民館の多面的な活用】

公民館の多面的な活用。

柳水流自治会

総人口 123人
 65歳以上 60人 (48.8%)
 18歳未満 9人 (7.3%)
 (平成28年4月1日現在)

誰もが安心して暮らせる柳水流をめざす

【自治会行事への参加】

各行事へ自治会員の参加。奉仕作業への全員参加。

【ふれあい交流の場をつくる】

支え合い事業の継続、年2回(10月、1月)。十五夜、竹はしらかし。

【花いっぱい運動】

花いっぱい運動を進める。

京町自治会

総人口 1146人
 65歳以上 364人 (31.8%)
 18歳未満 203人 (17.7%)
 (平成28年4月1日現在)

安心・安全な町「京町」

【自治会活動への参加を促進し、活力ある活動を推進する！】

- ・現在自治会へ未加入の人、特に若い世帯の加入を促進。
- 若い人にも興味をもってもらえるようなイベントを開催し、参加を促す。
- ・自治会長、民生委員・児童委員と協力し合って、地域福祉の実施活動事業などを決めながら、地域住民と一緒に推進する。
- ・行事の見直しを行う。

上向江自治会

総人口 307人
65歳以上 109人 (35.5%)
18歳未満 59人 (19.2%)
(平成28年4月1日現在)

全員が元気で、明るく外で楽しむ上向江

【環境美化】

ゴミ問題の啓発。

【世代間交流】

グラウンドゴルフの拡大。行事の充実。若い世代が参加しやすい行事を考える。

【小菜園づくりの拡大】

高齢者を中心に現在展開中の小菜園事業を更に拡大させ、利益の出る事業へ。

下浦自治会

総人口 100人
65歳以上 56人 (56.0%)
18歳未満 11人 (11.0%)
(平成28年4月1日現在)

健康で長寿でささえ合う明るい地域づくり

【隣の近所で声をかけ合い助け合っていく交流ふれ合い】

そば道場、世代間交流、グラウンドゴルフ（年2回）交流の場として、自治会員の多くの参加を目指す。

【見守り体制】

一人暮らし世帯の見守り体制のさらなる確立と連携の強化。

【高齢者クラブへの参加促進】

高齢者クラブへの参加、活動を増やす。

中浦自治会

総人口 270人
 65歳以上 127人 (47.0%)
 18歳未満 23人 (8.5%)
 (平成28年4月1日現在)

明るく、元気で、だれもがふれあえる中浦

【世代間交流の充実】

中浦公民館にて、高齢者と若人との交流促進、男性の協力を目指す。

【協力員の周知徹底】

避難支援協力員の周知徹底。

【福祉部の設置】

福祉部の設置。

【行事への住民参加】

行事への住民参加。

上浦自治会

総人口 339人
 65歳以上 119人 (35.1%)
 18歳未満 46人 (13.6%)
 (平成28年4月1日現在)

みんなの協力で楽しい上浦づくり！

【健康づくりの参加者を増やす（百歳体操、グラウンドゴルフ）】

健康のために百歳体操やグラウンドゴルフを広める。

【ゴミの分別の指導を徹底する】

総会の場や各班においてゴミ分別説明会をする。

【高齢者クラブへの参加促進】

高齢者クラブへの参加、活動を増やす。

【毎月の自治会活動、市の行事を知らせる】

班長を通じて自治会報の配布、自治会の行事等の地域に密着した情報の提供。

【郷土芸能保存会活動の継続】

郷土芸能保存会活動を続ける。

【農業者の協力で、グループをつくる】

農業者の協力で、グループをつくる（人・農地プラン）

上島内自治会

総人口 170人
65歳以上 66人 (38.8%)
18歳未満 18人 (10.6%)
(平成28年4月1日現在)

絆を深めよう上島内

【花いっぱい運動】

育成会主体に年2回。公民館の庭に花植え。

【交流ふれ合いの場 世代間交流】

花いっぱい運動や小菜園事業を世代間交流や互いのふれあいの場として活用し、自治会員がお互いに支え合い助け合っていく基盤をつくっていく。

【協力員】

支援協力員の意識向上。

下島内自治会

総人口 449人
65歳以上 199人 (44.3%)
18歳未満 38人 (8.5%)
(平成28年4月1日現在)

明るく元気であいさつ運動

【情報紙の配布】

年4回(3ヶ月に1回)自治会の行事の経過報告や計画などをわかりやすく伝える。

【花いっぱい運動】

年2回、市道・国道沿い・農道に高齢者クラブの協力により道路沿いに四季に合った花を植える。

【健康づくり】

健康維持活動を推進。

【高齢者対策】

一人暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯・障がい者を対象に女性部ボランティアの協力のもと、健康チェック・頭の体操・ゲーム・食事など(地域支え合い事業の継続)

西川北自治会

総人口 342人
 65歳以上 154人 (45.0%)
 18歳未満 43人 (12.6%)
 (平成28年4月1日現在)

安心・安全な活力のある西川北

【伝統行事の継続】

牛越祭り・鏡とぎ祭り・十五夜祭り・竹はしらかし等の開催。

【世代間交流を促進する】

公民館・菅原神社・グラウンドゴルフ場を活用し、料理や昔のあそび・掃除などを通じた交流・親睦。

【正しいゴミの出し方の徹底】

美化センターの職員を講師として招き、ゴミの分別や出し方についての指導を行う。

【各部会間の役員の交流】

各部会間の役員の交流 (5月、9月、12月に開催)

【交通安全教室や災害への対処】

交通安全教室の開催。
 避難場所・避難経路・危険箇所を自治会員に再確認してもらう。

【百歳体操】

百歳体操の継続と呼びかけ。

